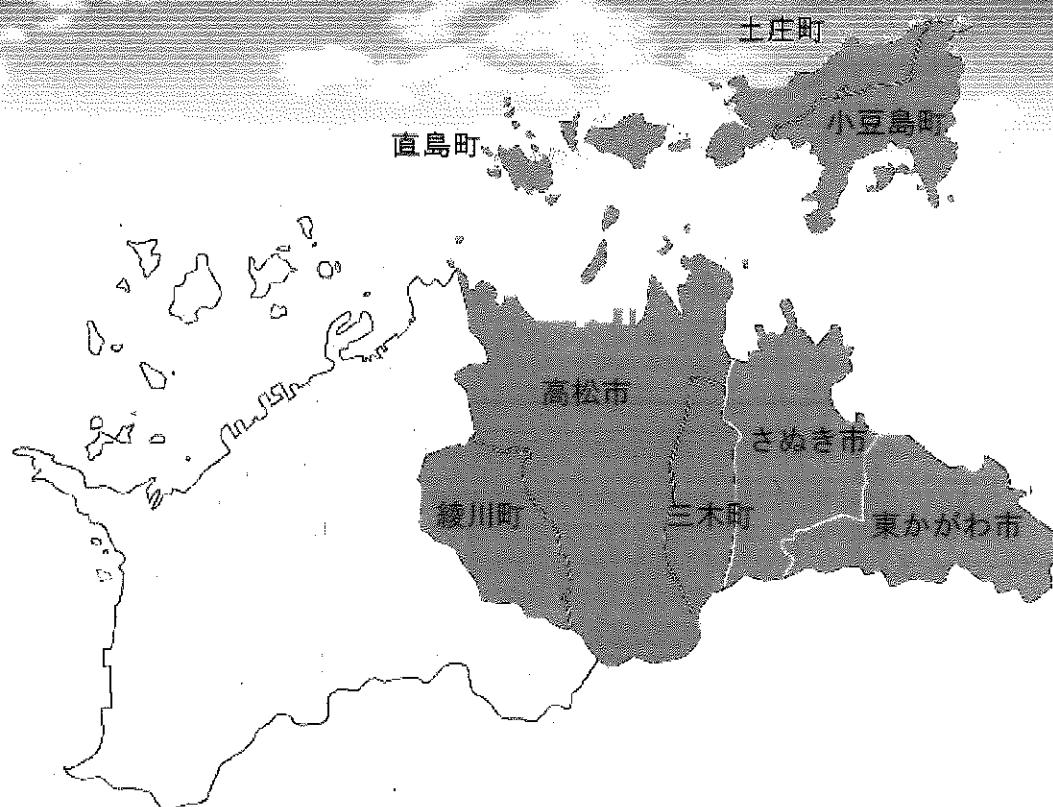


2010～2015

瀬戸・高松広域定住自立圏共生ビジョン

平成二十六年度変更版

資料 2



2014.5
高松市

目 次

ページ

1 定住自立圏及び市町の名称	1
(1) 定住自立圏の名称	
(2) 定住自立圏形成協定を締結した市町の名称	
2 定住自立圏共生ビジョンの目的及び期間	2
(1) 定住自立圏共生ビジョンの目的	
(2) 定住自立圏共生ビジョンの期間	
3 定住自立圏の将来像	3
(1) 都市機能の集積状況等	
(2) 圏域形成の経緯	
(3) 目指すべき圏域像	
(4) 施策の基本方向	
4 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組	12
(1) 生活機能の強化	13
(2) 結びつきやネットワークの強化	42
(3) 圏域マネジメント能力の強化	63
5瀬戸・高松広域定住自立圏共生ビジョン事業一覧	66
<資料>	
◆ 瀬戸・高松広域定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱	89
◆ 瀬戸・高松広域定住自立圏共生ビジョン懇談会委員名簿	91

1 定住自立圏及び市町の名称

(1) 定住自立圏の名称

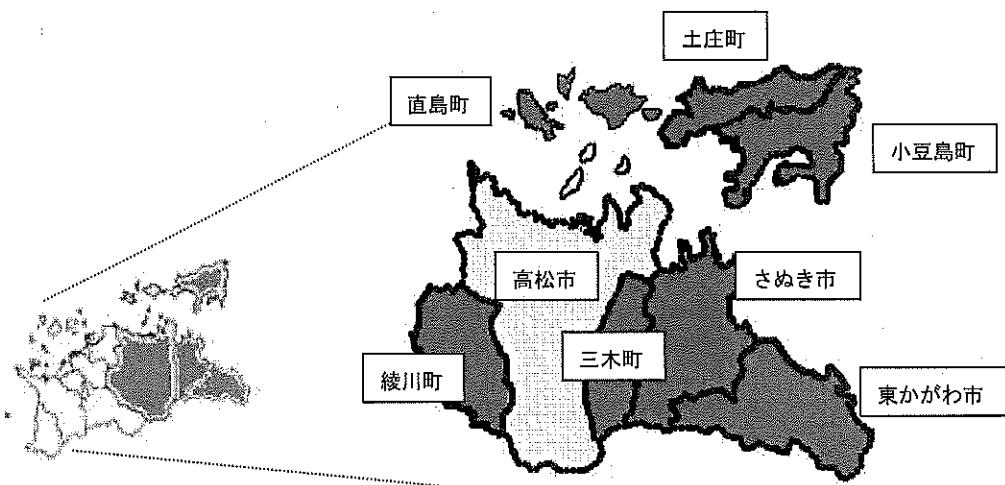
瀬戸・高松広域定住自立圏

(2) 定住自立圏形成協定を締結した市町の名称

中心市 高松市

連携市町 さぬき市、東かがわ市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、綾川町

瀬戸・高松広域定住自立圏の圏域



圏域及び各市町の面積・人口

市町名		面積(km ²)	人口
1	高松市	375.17	420,698
2	さぬき市	158.90	50,975
3	東かがわ市	153.35	31,914
4	土庄町	74.39	14,261
5	小豆島町	95.63	15,345
6	三木町	75.78	28,142
7	直島町	14.23	3,195
8	綾川町	109.67	23,895
計		1,057.12	588,425

注1) 人口は、平成26年3月1日現在の香川県推計人口によります。

注2) 海洋部も含めた面積は、約1,300km²です。

2 定住自立圏共生ビジョンの目的及び期間

2 定住自立圏共生ビジョンの目的及び期間

(1) 定住自立圏共生ビジョンの目的

瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定に基づき、中心市と連携市町が協力して具体的な取組を推進し、圏域の将来像である「島、街、里が織りなす重層的なネットワークに支えられた創造性豊かな中核・生活交流圏域」の実現を目指すものです。

(2) 定住自立圏共生ビジョンの期間

平成22年度～27年度

ただし、毎年度所要の変更を行うこととしています。

※網掛け箇所については、懇談会指摘により修正するものです。

3 定住自立圏の将来像

(1) 都市機能の集積状況等

ア 都市機能の現状

項目	都市機能	中心市【高松市】	連携市町
医療・福祉	地域がん診療連携拠点病院（厚生労働省指定）	香川県立中央病院、高松赤十字病院	【三木町】香川大学医学部附属病院
		[第2次・第3次] 香川県立中央病院	【三木町】[第3次] 香川大学医学部附属病院（救急救命センター）
	救急病院等 (県指定)	[第2次] 高松市民病院、高松赤十字病院、 香川県済生会病院、屋島総合病院、りつりん病院、国家公務員共済高松病院、高松平和病院	【さぬき市】さぬき市民病院 【東かがわ市】香川県立白鳥病院 【土庄町】土庄町立中央病院 【小豆島町】小豆島町立内海病院 【三木町】香川大学医学部附属病院 【綾川町】滝宮総合病院
		香川県小児救急電話相談	【東かがわ市】大川地区小児夜間救急医療
	母子周産期医療センター	高松赤十字病院	【三木町】香川大学医学部附属病院
	その他（市立病院）	市民病院塩江分院、市民病院附属香川診療所	【さぬき市】さぬき市国民健康保険津田診療所、さぬき市国民健康保険多和診療所 【小豆島町】小豆島町国民健康保険福田診療所 【直島町】直島町立診療所 【綾川町】綾川町国民健康保険陶病院、綾川町国民健康保険綾上診療所、綾川町国民健康保険羽床上診療所
	児童相談所	香川県子ども女性相談センター	
老人福祉施設等			【さぬき市】特別養護老人ホーム5、介護老人保健施設4、認知症対応型共同生活介護4 【東かがわ市】特別養護老人ホーム3、介護老人保健施設2、認知症対応型共同生活介護5 【土庄町】特別養護老人ホーム3、認知症対応型共同生活介護1 【小豆島町】特別養護老人ホーム2、介護老人保健施設2、認知症対応型共同生活介護1 【三木町】特別養護老人ホーム2、認知症対応型共同生活介護3 【直島町】特別養護老人ホーム1 【綾川町】特別養護老人ホーム2、介護老人保健施設1、認知症対応型共同生活介護2
	老人福祉施設等	特別養護老人ホーム26、介護老人保健施設19、認知症対応型共同生活介護43	

3 定住自立圏の将来像

項目	都市機能	中心市【高松市】	連携市町
	障害者福祉施設・児童福祉施設等	障害者支援施設 7、指定障害福祉サービス事業所 48、相談支援事業所 13、地域生活支援センター 12、福祉ホーム 1、日中一時支援 37、指定障害児通所施設 27、指定障害児住所施設 2	【さぬき市】障害者支援施設 2、指定障害福祉サービス事業所 17、相談支援事業所 3、地域生活支援センター 1、日中一時支援 3、移動支援 4、指定障害児通所施設 5 【東かがわ市】障害者支援施設 1、指定障害福祉サービス事業所 8、相談支援事業所 3、地域生活支援センター 3、日中一時支援 1、指定障害児通所施設 1、指定障害児住所施設 1、保育所 11、児童館 4、児童養護施設 1、児童家庭支援センター 1 【土庄町】障害者支援施設 1、指定障害福祉サービス事業所 4、相談支援事業所 2、日中一時支援 1、指定障害児通所施設 2 【小豆島町】指定障害福祉サービス事業所 7、相談支援事業所 1、地域生活支援センター 1、日中一時支援 1 【三木町】障害者支援施設 1、指定障害福祉サービス事業所 9、相談支援事業所 1、地域生活支援センター 1、日中一時支援 1、指定障害児通所施設 6 【綾川町】障害者支援施設 1、指定障害福祉サービス事業所 2、相談支援事業所 1、障害児通所施設 1
教育	大学	国立大学法人香川大学、高松大学、香川県立保健医療大学、高松短期大学	【さぬき市】徳島文理大学 【三木町】国立大学法人香川大学（医学部・農学部）
	高等専門学校	香川高等専門学校	
	中高一貫校	香川県立高松北中学校・高等学校、大手前高松中学校・高等学校、香川誠陵中学校・高等学校	
	高校	県立 9 校、市立 1 校、私立 4 校	【さぬき市】県立 3 校、私立 1 校 【東かがわ市】県立 1 校 【土庄町】県立 1 校 【小豆島町】県立 1 校 【三木町】県立 1 校 【綾川町】県立 1 校
	各種専門学校（学校教育法による認可校）	28 校	【さぬき市】1 校

3 定住自立圏の将来像

項目	都市機能	中心市【高松市】	連携市町
消費	百貨店 (5,000 m ² 以上)	1店	
	大型書店(5,000 m ² 以上)	1店	
	大型家電量販店 (5,000 m ² 以上)	3店	【綾川町】1店
	大型ショッピングセンター(5,000 m ² 以上)	17店	【さぬき市】2店 【東かがわ市】2店 【土庄町】1店 【三木町】2店 【綾川町】1店
	消費者生活センター	高松市消費生活センター、香川県消費生活センター	【土庄町】香川県小豆県民センター
	放送	日本テレビ系列、テレビ朝日系列、フジテレビ系列、TBS系列、テレビ東京系列、高松ケーブルテレビ	【さぬき市】さぬき市ケーブルネットワーク
情報・娯楽・文化・スポーツ	シネマコンプレックス	1施設	【綾川町】1施設
	美術館・博物館	高松市美術館、高松市塩江美術館、香川県立ミュージアム、イサム・ノグチ庭園美術館、ジョージ・ナカシマ記念館、四国村（四国民芸博物館）	【東かがわ市】白鳥美術館、とらまる人形劇ミュージアム 【土庄町】豊島美術館 【直島町】地中美術館、李禹煥美術館
	資料館等	高松市歴史資料館、高松市石の民俗資料館、高松市讃岐国分寺跡資料館、高松市香南歴史民俗郷土館、高松市菊池寛記念館、高松平家物語歴史館	【さぬき市】さぬき市歴史民俗資料館、雨滝自然科学館、文化資料展示館、おへんろ交流サロン 【東かがわ市】東かがわ市歴史民俗資料館、手袋資料館、マーレリッコ 【土庄町】小豆島尾崎放哉記念館、土庄町尾崎放哉資料館 【小豆島町】壺井栄文学館 【綾川町】綾川町ふるさと資料館
	大型文化芸術ホール	サンポートホール高松（高松市文化芸術ホール）、高松国分寺ホール、アルファあなぶきホール（香川県県民ホール）	【さぬき市】志度音楽ホール 【東かがわ市】東かがわ市交流プラザ 【土庄町】土庄町立中央公民館 【三木町】三木町文化交流プラザ（メタホール）
	大規模図書館	高松市中央図書館、牟礼図書館、香川図書館、国分寺図書館、香川県立図書館	【さぬき市】志度図書館、寒川図書館 【東かがわ市】東かがわ市とらまる図書館 【土庄町】土庄町立中央図書館 【三木町】三木町文化交流プラザ（メタライブラリー） 【綾川町】綾川町立図書館

3 定住自立圏の将来像

項目	都市機能	中心市【高松市】	連携市町
スポーツ施設		体育館・武道館等（高松市総合体育馆等）12、プール（福岡町プール等）8、その他グランド等 19施設	<p>【さぬき市】体育館 6、武道館 4、プール 2</p> <p>【東かがわ市】体育館・武道館 6、プール 1、野球場 2、テニスコート 4、その他グランド等 6</p> <p>【土庄町】体育館（土庄町総合会館等）5、その他グラウンド等 6 施設</p> <p>【小豆島町】体育館・武道館等（内海体育馆等）7、プール 2、その他グランド等 3 施設</p> <p>【三木町】三木町総合運動公園（体育馆・プール・野球場・屋内ゲートボール場・テニスコート各 1、サッカー場 2）、テニスコート 1、柔剣道場 1</p> <p>【直島町】直島町西部公民館、地域づくり人材育成センター、町民グランド、直島中学校体育馆、武道館</p> <p>【綾川町】体育馆・武道館等 2、プール 1、野球場 1、陸上競技場 1、テニスコート 2、その他グランド等 2 施設</p>
公園		中央公園、橘ノ丘総合運動公園、如意輪寺公園、峰山公園、仏生山公園、東部運動公園	<p>【さぬき市】津田総合公園、長尾総合公園、志度総合運動公園</p> <p>【東かがわ市】白鳥中央公園、とらまる公園</p> <p>【土庄町】土庄町高見山公園、御影運動公園、大坂城残石記念公園</p> <p>【小豆島町】内海総合運動公園、草壁児童公園、太陽児童公園、草壁港緑地</p> <p>【三木町】三木町総合運動公園（太古の森）</p> <p>【直島町】貴船公園、文教区公園、直島ダム公園、宮ノ浦公園、横防公園、南寺ポケットパーク</p> <p>【綾川町】綾川町総合運動公園、綾川町ふれあい運動公園、綾川町横山農村運動ひろば、高山航空公園</p>

項目	都市機能	中心市【高松市】	連携市町
交通	高速道路	高松自動車道	
	ターミナル駅	JR 高松駅、琴電瓦町駅	
	鉄道駅	JR：高松駅ほか 12 駅 琴電：高松築港駅ほか 31 駅	【さぬき市】JR：志度駅ほか 5 駅 琴電：長尾駅ほか 1 駅 【東かがわ市】JR：引田駅ほか 4 駅 【三木町】琴電：池戸駅ほか 6 駅 【綾川町】琴電：挿頭丘駅ほか 5 駅
	長距離バス	高松 ⇄ 東京、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、福岡、松山、高知、徳島	
	空港アクセスバス	高松 ⇄ 高松空港、関西国際空港	【綾川町】坂出 ⇄ 綾川駅 ⇄ 高松空港
	巡回バス	国分寺町コミュニティバス、香川町コミュニティバス、塩江町コミュニティバス、香川町シャトルバス、高松西部地区乗合タクシー、山田地区乗合タクシー、まちバス	【さぬき市】コミュニティバス 【土庄町】豊島シャトルバス 【三木町】三木町コミュニティバス 【直島町】直島町営バス 【綾川町】綾川町町営バス、綾川町デマンドタクシー
	航路	【高松港～土庄港】フェリー 15 便、高速艇 16 便 【高松港～池田港】フェリー 8 便 【高松港～草壁港】フェリー 5 便、高速艇 5 便 【高松港～坂手港】フェリー 2 便 【高松港～家浦港】高速艇 5 便 【高松港～宮浦港】フェリー 5 便、高速艇 1 便 【高松港～神戸港】フェリー 4 便	【福ド港～姫路港】フェリー 7 便 【坂手港～神戸港】フェリー 3 便 【大部港～日生港】フェリー 5 便 【土庄港～唐櫃港～家浦港～宇野港】フェリー 4 便、旅客船 4.5 便 【土庄港～新岡山港】フェリー 13 便 【宮浦港～宇野港】フェリー 13 便、旅客船 4 便 【直島港～宇野港】旅客船 5 便 【風戸港～宇野港】フェリー 8 便 【宮浦港～家浦港～犬島】高速艇 3 便 (季節により運航曜日変更あり) 【家浦港～直島港～高松】 (曜日により航路・便数変更あり)
	レンタサイクル	市内中心部に 7箇所のレンタサイクルポートを設置	(レンタサイクルポート) 【東かがわ市】2 箇所 【直島町】宮浦 4 箇所、本村 2 箇所

3 定住自立圏の将来像

イ 地域資源

市町	特産品	イベント
高松市	讃岐うどん、香川漆器、松盆栽、庵治石製品、保多織り(ぼたおり)、讃岐提灯、高松和凧、和傘、鯛持戎や奉公さんなどの張り子人形、獅子頭	① さぬき高松まつり(8月) ② むれ源平石あかりロード(8月～9月) ③ 高松秋のまつり(10月) ④ 高松冬のまつり(12月)
さぬき市	桐下駄、自然薯、さぬきワイン	① みろく桜まつり(4月) ② 津田まつり(8月) ③ かぐや姫カーニバル(10月) ④ どじょ輪ピック(11月) ⑤ さぬき源内ふるさとまつり(3月)
東かがわ市	手袋、和三盆、ひげた鮒	① 風の港まつり(7月) ② 白鳥神社夏越祭(7月) ③ あいらぶ東かがわ大物産展(11月) ④ 引田ひなまつり(3月)
土庄町	素麺、佃煮、オリーブ製品	① 肥土山農村歌舞伎(5月) ② 小豆島まつり(8月) ③ 奉納太鼓まつり(10月) ④ 濱戸内海タートルフルマラソン全国大会(11月～12月)
小豆島町	オリーブ、醤油、佃煮、石材品、手延べそうめん	① 小豆島オリーブマラソン全国大会(5月) ② 中山千枚田の虫送り(7月) ③ 小豆島まつり(8月) ④ 日本一どでカボチャ大会(9月) ⑤ 中山農村歌舞伎(10月) ⑥ 秋祭り(10月) ⑦ オリーブ収穫祭(10月～11月)
三木町	希少糖、女峰(いちご)、ぎょうせん飴、讃岐装飾瓦、いちごのワイン、黒大豆	① 三木町いけのべ七夕まつり(8月) ② 獅子たちの里 三木まんで願。(10月)
直島町	海苔、ハマチ、金・銀・銅製品、塩製品	① 夏まつり(8月) ② 直島の火まつり(8月) ③ 環境フェスタ(10月)
綾川町	米、いちご、きゅうり、富有柿、ブロッコリー、アスパラガス、鮎、讃岐装飾瓦、清酒	① 主基斎田お田植まつり(6月) ② 滝宮念仏踊(8月) ③ 綾川サマーフェスティバル(8月)

市町	観光名所	歴史	文化財
高松市	屋島、玉藻公園、栗林公園、塩江温泉郷	源平合戦（屋島合戦） 四国八十八箇所霊場と 遍路道	有形文化財 173、無形文 化財 11、民俗文化財 23、 記念物 49
さぬき市	平賀源内記念館、亀鶴公園、み ろく自然公園、ドルフィンセン ター、大串自然公園、津田の松 原	津田古墳群、富田茶臼 山古墳 四国八十八箇所霊場と 遍路道	有形文化財 62、無形文 化財 2、民俗文化財 7、 記念物 32
東かがわ市	讃州井筒屋敷、とらまる公園	大坂峠、引田城址、虎 丸城跡	有形文化財 45、無形文 化財 1、民俗文化財 8、 記念物 14
土庄町	エンジェルロード、重岩、大坂 城残石記念公園、土渕海峡	肥土山・小海農村歌舞 伎	有形文化財 39、民俗文 化財 17、記念物 28、國 認定重要美術品 1
小豆島町	寒霞溪、中山千枚田、醤の郷、 小豆島オリーブ公園、天狗岩丁 場、二十四の瞳映画村	中山農村歌舞伎 小豆島八十八箇所霊場 と遍路道	有形文化財 136、無形民 俗文化財 6、民俗文化 財 8、記念物 35
三木町	大獅子、虹の滝、三木まんて願 鏡、白山、高仙山、二本杉、静 薬師庵	静御前伝説	有形文化財 6、民俗文 化財 1、記念物 4
直島町	家プロジェクト、地中美術館、 直島つり公園、ふるさと海の家 つつじ荘	喜兵衛島製塩遺跡	有形文化財 13、無形文 化財 1、民俗文化財 1
綾川町	滝宮天満宮、柏原渓谷、高鉢山 風穴	金比羅街道	有形文化財 7、登録有 形文化財 5、史跡 2、 民俗文化財 3

3 定住自立圏の将来像

(2) 圈域形成の経緯

産業・文化の振興や観光客などの交流人口の増加等により、地域社会の活性化や経済基盤の安定を図るために、都市の個性や魅力を生かしたブランドイメージを向上させることが効果的であり、高松市の地域特性が、港・海と都心との近接性にあること、ウォーターフロントの都市機能整備が進展してきたことを踏まえると、瀬戸内海という世界に誇るべき地域資源を含めて、都市圏として捉えることが必要です。

従来の田園都市圏に加えて、海園都市圏という生活の質を重視した新たなスタイルの生活圏を想定し、瀬戸内海の島しょ部の多様性を含めたエリアとして、一体的に捉えることで、陸側では足りない部分を補うことが可能となり、生活圏としての質の向上、対外的魅力の向上につながります。

このような考え方の下、平成22年1月14日に、中心市である高松市と、土庄町、小豆島町、三木町、直島町及び綾川町との間で、瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定を締結するとともに、24年4月13日には、さぬき市、東かがわ市と協定を締結しました。

(3) 目指すべき圏域像

定住自立圏は、中心市と連携市町が、それぞれ1対1の協定を締結し、結果として圏域が形成されるもので、瀬戸・高松広域定住自立圏は、中四国においても中核的な規模の都市機能を有するものです。

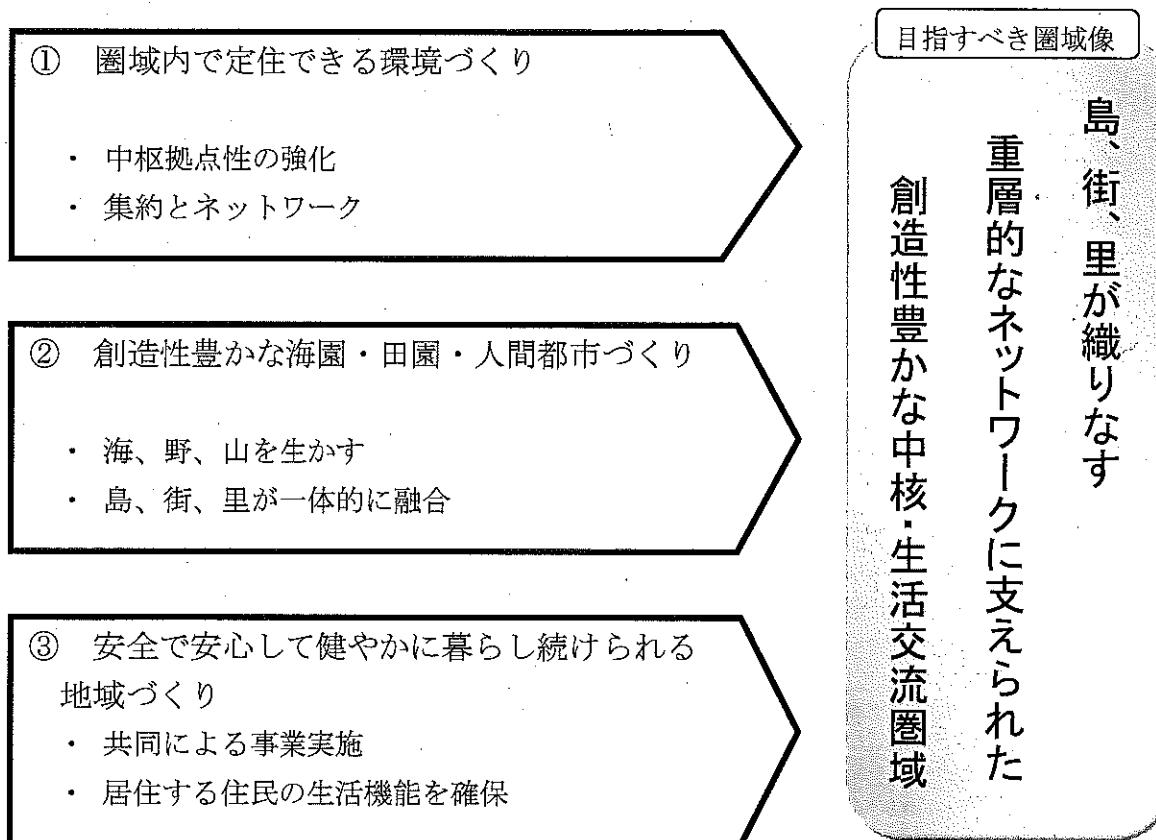
このようなことから、広域連携による行財政の効率化の推進のほか、圏域内への民間企業の投資意欲の向上が期待でき、内需の拡大や地域経済の活性化に加え、人の流れの創出によって、より豊かで安心できる市民生活の実現につながるなどのメリットがあります。

瀬戸・高松広域定住自立圏の取組は、中心市がリーダーシップを發揮し、圏域におけるマネジメントを担いながら都市機能を拡充し、中心市の機能と連携市町の機能を有機的に連携させ、定住のための暮らしに必要な諸機能を確保し、自立のための経済基盤や地域の誇りを培いながら、瀬戸内海を包含する圏域のメリットが最大限に生かされるよう推進してまいります。

そして、行政だけでなく、圏域の構成員である住民や事業所も含めた多様な主体が協力し合い、相互の特長を生かし合いながら双方に有益で、様々な課題に柔軟に対応できる、島、街、里が織りなす重層的なネットワークに支えられた創造性豊かな中核・生活交流圏域を目指します。

(4) 施策の基本方向

目指すべき圏域像の実現に向けた施策の基本方向として、次の3点を掲げます。

① 圏域内で定住できる環境づくり

「集約とネットワーク」の考え方を基本とし、圏域内で定住できる環境を整備しながら、四国ブロック、環瀬戸内海地域における中枢拠点性の一層の強化を図るとともに、圏域全体の活性化と、魅力ある地域の形成を目指します。

② 創造性豊かな海園・田園・人間都市づくり

中心市と連携各市町との強力な連携とそれぞれの状況に応じた役割分担の下、お互いが持つ資源や機能の活用を図り、広域による行政展開の利点を最大限引き出しながら、海、野、山を生かし、島、街、里が一体的に融合した、創造性豊かな海園・田園・人間都市づくりを目指します。

③ 安心して健やかに暮らし続けられる地域づくり

圏域内におけるサービス水準の均衡等を図る観点から、共同による事業実施や中心市に集積する都市機能の効果的な活用などにより、居住する住民の生活機能を確保し、安心して健やかに暮らし続けられる地域づくりを目指します。

4 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

4 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

【取組事業一覧】

●は既に連携している市町、◎は既に連携している取組の一部を拡充する市町を示します。

視点	政策分野	施 策	区分	施策に係る取組（事業）	連携市町						該当ページ		
					さぬき	東かがわ	土庄	小豆島	三木	直島			
生活機能の強化	a 医療	1 医療を安定的に提供できる体制の確保	継続	(1)遠隔医療ネットワークを使った連携	●		●	●	●	●	●	14	
			継続	(2)医療機関の整備推進等			●	●	●	●	●	15	
			継続	(3)医療職員の交流等	●		●	●		●	●	16	
	2 救急医療体制の確保		継続	(1)救急医療体制の整備					●	●	●	17	
			継続	(2)救急艇の活用			●	●		●	●	18	
	b 福祉	3 子育て支援及び高齢者保護の充実	継続	(1)ファミリー・サポート・センター事業	●				●	●	●	20	
			継続	(2)高齢者セーフティネットワーク事業	●				●	●	●	21	
			継続	(3)地域密着型サービス（認知症対応型共同生活介護）広域利用事業						●		22	
			継続	(4)自立支援協議会運営事業					●	●	●	23	
	4 広域的な審査会の実施		継続	(1)介護認定審査会業務の連携					●	●	●	24	
			継続	(2)障害程度区分等審査会業務の連携					●	●	●	25	
	c 教育	5 中学校総合体育大会等の連携	継続	中学校総合体育大会等の連携					●	●	●	26	
結びつきやネットワークの強化	d 産業振興	6 観光の振興	継続	(1)観光プロモーション事業	●	●	●	●	●	●	●	28	
			継続	(2)新たな観光プランの企画、販売等	●		●	●	●	●	●	29	
			継続	(3)国内外観光客向け情報発信事業	●	●	●	●	●	●	●	30	
			継続	(4)イベント交流の促進	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	31	
	e その他	7 中心市街地におけるにぎわいの創出	継続	高松市中心市街地活性化基本計画に基づく取組	●	●	●	●	●	●	●	32	
			継続	(1)災害時の応援体制等	●	●	●	●	●	●	●	35	
			継続	(2)香川県消防相互応援協定	●	●	●	●	●	●	●	36	
			継続	(3)高松空港及びその周辺における消防救援活動に関する協定					●	●	●	36	
		8 消防・防災体制の強化	継続	(4)消防業務の事務委託					●	●	●	37	
			継続	(1)一般廃棄物の処理業務							●	38	
			継続	(2)し尿処理業務					●	●	●	39	
			継続	(3)し尿貯留槽管理業務							●	39	
			継続	(4)一般廃棄物の埋立処分業務							●	40	
		10 不法投棄の防止	継続	不法投棄対策事業の推進	●	●	●	●	●	●	●	41	
結びつきやネットワークの強化	f 地域公共交通	11 公共交通機関の利用促進	継続	公共交通機関の利用促進	●	●			●	●	●	43	
	g ICTインフラ整備	12 海上交通の確保・充実	継続	海上交通の確保・充実			●	●		●		44	
	h 地産地消の促進	13 プロードバンドの利用環境の向上等	継続	プロードバンドの利用環境の向上等	●	●	●	●	●	●	●	45	
	i 地域内外の住民との交流・移住促進	14 中心市街地における直売所の整備及び活用	継続	(1)中心市街地における直売所の整備及び活用	●	●	●	●	●	●	●	46	
	j 文化芸術の振興	15 自然体験等を通じた住民の交流の促進	継続	(2)特産品の周知宣伝等	●	●	●	●	●	●	●	47	
	16 文化的資産の活用	継続	文化的資産の活用		●	●	●	●				50	
	17 文化芸術鑑賞等の機会の提供	継続	文化芸術鑑賞等の機会の提供		●	●	●	●	●	●	●	52	
	18 濑戸内国際芸術祭関連事業の実施	継続	瀬戸内国際芸術祭関連事業の実施				●	●		●		54	
	19 図書館サービスの提供	継続	移動図書館の開設							●		56	
	20 地域情報の発信及び共有化	継続	地域情報の収集及び共有化		●	●	●	●	●	●	●	57	
k その他	21 高松市屋島陸上競技場の活用	継続	高松市屋島陸上競技場の活用		●	●	●	●	●	●	●	58	
	22 環境への配慮	継続	(1)環境学習の推進		●	●	●	●	●	●	●	59	
		継続	(2)環境負荷の少ない自動車の普及促進		●	●	●	●	●	●	●	60	
		継続	(3)使用済小型電子機器等リサイクル事業		●	●	●	●	●	●	●	61	
	23 地域密着型トップスポーツチームの試合観戦機会等の提供	継続	地域密着型トップスポーツチームの試合観戦機会等の提供		●	●	●	●	●	●	●	62	
m グループマネジメント能力の強化	24 職員の交流、人材育成等	継続	合同研修等の実施		●	●	●	●	●	●	●	63	
	25 大学等との連携	継続	取組事項等の研究交流		●	●	●	●	●	●	●	64	
	26 市民活動団体等との協働	継続	協働企画提案事業		●	●	●	●	●	●	●	65	

事業数 計45 各市町別事業数計 28 23 29 28 35 35 37

4 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

(1) 生活機能の強化（医療）

(1) 生活機能の強化

医療に関しては、遠隔医療ネットワークを使った連携や医療機関の整備推進など医療を安定的に提供できる体制や救急医療体制の確保について取り組みます。

福祉に関しては、子育て支援や高齢者保護の充実などに、教育に関しては、中学校総合体育大会等の連携に取り組み、産業振興に関しては、観光プロモーション事業や新たな観光プランの企画、販売を行うなど、観光の振興を図ります。

また、これら以外に、大規模災害時の応援体制など消防・防災体制の強化に努め、一般廃棄物処理体制の確保や不法投棄対策に取り組みます。

【政策分野】 医療

【施策】 医療を安定的に提供できる体制の確保

【事業】 遠隔医療ネットワークを使った連携

【事業】 医療機関の整備推進等

【事業】 医療職員の交流等

【施策】 救急医療体制の確保

【事業】 救急医療体制の整備

【事業】 救急艇の活用

4 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

(1) 生活機能の強化（医療）

事業（取組）	遠隔医療ネットワークを使った連携
連携する市町	さぬき市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、綾川町
協定の規定	瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定 第3条（1）生活機能の強化

<事業概要>

- かがわ遠隔医療ネットワーク（K-MIX）を利用して、診療情報の交換、地域の医療機関相互の情報の交換、患者の受渡しなどを行います。
 - K-MIXのネットワークに参画している医療機関が、中核病院（情報提供病院）の診療情報を参照することができる、「かがわ中核病院医療情報ネットワーク」を利用して、検査の重複実施の抑制、医師に対する病状説明の軽減や紹介・逆紹介を通じた円滑な病診連携を促進します。
- ※K-MIXと「かがわ中核病院医療情報ネットワーク」を総称して、「かがわ医療情報ネットワーク（K-MIX⁺）」といいます。

<成果>

- 圏域の医療機関の連携を強化し、医療を安定的に提供できる体制を確保します。

<中心市の役割>

- 高松市民病院は、K-MIX⁺の支援病院及び情報提供病院として、上記の事業に取り組みます。

<連携市町の役割>

- 公立医療機関が、K-MIX⁺に参画し、活用します。
- 区域内の医療機関に遠隔医療への参加と活用を呼びかけ、また、高松市民病院での治療が必要な患者の受渡しが円滑にできるよう努めます。

<公立医療機関>

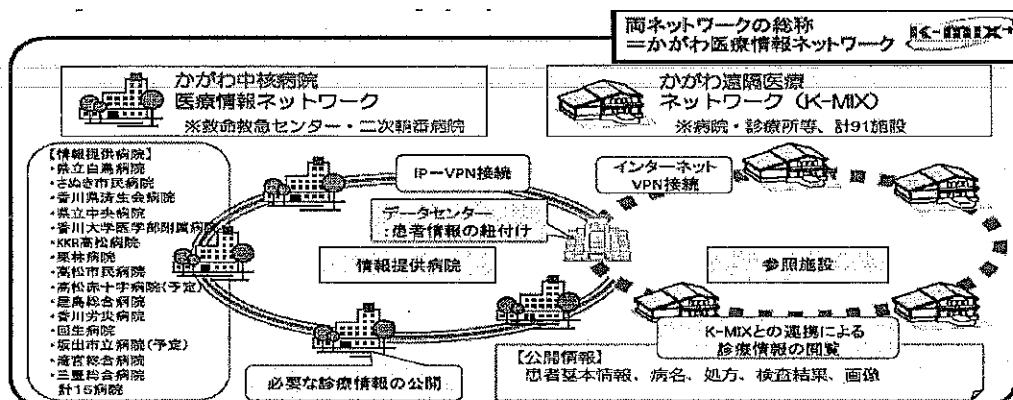
さぬき市民病院、内海病院、土庄中央病院、直島町立診療所、陶病院、綾上診療所

年 度	2 2	2 3	2 4	2 5	2 6	2 7
事業費等 (千円)	1,099	580	580	568	2,238	2,238

继続実施

注) 事業費については、毎年度の予算により定めます。

K-MIX⁺のイメージ図



4 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

(1) 生活機能の強化（医療）

事業（取組）	医療機関の整備推進等
連携する市町	土庄町、小豆島町、三木町、直島町、綾川町
協定の規定	瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定 第3条 (1) 生活機能の強化

<事業概要>

- ・ 高松市が、高松市民病院及び高松市民病院附属香川診療所を移転統合した新病院の整備を推進します。
- ・ 高松市医師会看護専門学校と木田地区医師会附属准看護学院が行う、医療従事者の養成を支援します（費用は、人口に応じて負担します。）。
- ・ 定住自立圏等民間投資促進交付金の対象事業を活用して、圏域の医療水準の充実を図ります。

<成果>

- ・ 圏域の医療水準の維持、充実を図り、医療を安定的に提供できる体制を確保します。

<中心市の役割>

- ・ 上記新病院の整備を推進します。
- ・ 高松市医師会看護専門学校及び木田地区医師会附属准看護学院に、補助金を交付します。
- ・ 民間事業者が、定住自立圏等民間投資促進交付金を利用して行う、中心市街地の再開発ビルへのメディカルモールの活用を図ります。
- ・ 民間医療法人が、定住自立圏等民間投資促進交付金を利用して行う、医療機器整備事業の活用を図ります。
- ・ 直島町と連携して、民間事業者が定住自立圏等民間投資促進交付金を利用して行う、通院環境整備事業（船舶）の活用を図ります。

<連携市町の役割>

- ・ 整備された新病院を、各市町の中核病院として利用します。
- ・ 三木町は、木田地区医師会附属准看護学院に、補助金を交付します。
- ・ 直島町は、民間事業者が定住自立圏等民間投資促進交付金を利用して行う、通院環境整備事業（船舶）の活用を図ります。

（民間事業者の事業費は除く）

年 度	2 2	2 3	2 4	2 5	2 6	2 7
事業費等 (千円)	14,408	1,456,820	536,173	242,936	596,325	619,891
継続実施						

注）事業費については、毎年度の予算により定めます。

4 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組
(1) 生活機能の強化（医療）

事業（取組）	医療職員の交流等
連携する市町	さぬき市、土庄町、小豆島町、直島町、綾川町
協定の規定	瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定 第3条（1）生活機能の強化

<事業概要>

- ・ 高松市民病院において、各市町立医療機関の医療職員に実地研修を行います。
- ・ この事業の対象となる医療職員とは、看護師、助産師、臨床検査技師、薬剤師、理学療法士等で、医師及び歯科医師は含まれません。

<成果>

- ・ 医療職員としての資質向上を図り、医療を安定的に提供できる体制を確保します。

<中心市の役割>

- ・ 各市町医療職員に、高松市民病院で実地研修を受ける機会を提供します。

<連携市町の役割>

- ・ 高松市民病院から提供される機会を活用して、各市町立医療機関の医療職員が実地研修を受けられるようにします。

年 度	2 2	2 3	2 4	2 5	2 6	2 7
事業費等 (千円)	224	124	124	124	239	239

注) 事業費については、毎年度の予算により定めます。



新病院の完成イメージ

4 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

(1) 生活機能の強化（医療）

事業（取組）	救急医療体制の整備
連携する市町	三木町、直島町、綾川町
協定の規定	瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定 第3条 (1) 生活機能の強化

<事業概要>

- 休日在宅当番医制及び病院群輪番制の実施について、支援を行います（費用は、人口に応じて負担します。）。

【初期救急医療体制】

- 休日・・・休日在宅当番医制
- 夜間・・・高松市夜間急病診療所
- 歯科医療（休日及び平日夜間）・・・高松市歯科救急医療センター

【第2次救急医療体制】

- 夜間・・・病院群輪番制

<成果>

- 初期及び第2次救急医療体制を整備し、救急医療体制を確保します。

<中心市の役割>

- 高松市医師会、木田地区医師会、綾歌地区医師会の行う休日在宅当番医制や高松市民病院等が実施する病院群輪番制を支援します。
- 高松市夜間急病診療所を管理運営します。
- 高松市歯科医師会の行う高松市歯科救急医療センターの運営を支援します。

<連携市町の役割>

- 高松市医師会、木田地区医師会、綾歌地区医師会の行う休日在宅当番医制や高松市民病院等が実施する病院群輪番制を支援します。

<備考>

【第3次救急医療体制】

- 香川県立中央病院救命救急センター
- 香川大学医学部附属病院救命救急センター

年 度	2 2	2 3	2 4	2 5	2 6	2 7
事業費等 (千円)	231,100	257,403	262,932	364,699	640,352	280,072
継続実施						

注) 事業費については、毎年度の予算により定めます。

4 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組
 (1) 生活機能の強化（医療）

事業（取組）	救急艇の活用
連携する市町	土庄町、小豆島町、直島町
協定の規定	瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定 第3条 (1) 生活機能の強化

<事業概要>

- ・ 高松市が整備した救急艇「せとのあかり」（以下「救急艇」という。）を活用して海上搬送ネットワークを構築し、島しょ部の救急患者等の搬送を行います。

<成果>

- ・ 圏域の島しょ部における救急搬送体制を強化します。

<中心市の役割>

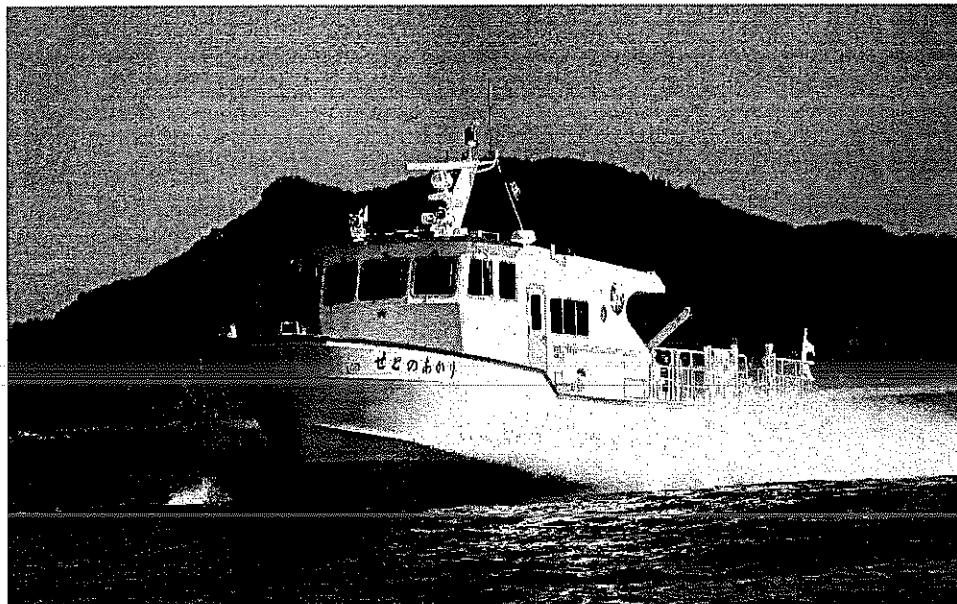
- ・ 救急艇を土庄町、小豆島町、直島町の港まで出向させ、救急患者等を目的地まで搬送します。

<連携市町の役割>

- ・ 救急患者等の搬送に、各町の医療従事者等が付き添うなど、適切かつ円滑に救急艇を活用します。

年 度	2 2	2 3	2 4	2 5	2 6	2 7
事業費等 (千円)		47,413	36,855	37,727	38,460	38,460

注) 事業費については、毎年度の予算により定めます。



救急艇「せとのあかり」

4 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

(1) 生活機能の強化（福祉）

【政策分野】 福祉

【施策】 子育て支援、高齢者保護及び障がい者
支援の充実

【事業】 ファミリー・サポート・センター事業

【事業】 高齢者セーフティネットワーク事業

【事業】 地域密着型サービス（認知症対応型
共同生活介護）広域利用事業

【事業】 自立支援協議会運営事業

【施策】 広域的な審査会の実施

【事業】 介護認定審査会業務の連携

【事業】 障害程度区分等審査会業務の連携

4 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組
 (1) 生活機能の強化（福祉）

事業（取組）	ファミリー・サポート・センター事業
連携する市町	さぬき市、三木町、綾川町
協定の規定	瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定 第3条（1）生活機能の強化

<事業概要>

- 会員同士が地域において、育児について相互援助活動を行う「ファミリー・サポート・センター」の事業を実施します。
- ファミリー・サポート・センターは、幼児や小学生の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を希望する方と、当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する連絡、調整を行います（費用は、対象児童人口に応じて負担します。）。

<成果>

- 仕事と育児の両立できる環境を整備するとともに、地域の子育て支援を行い、労働者の福祉の増進と育児の福祉を向上させます。

<中心市の役割>

- たかまつファミリー・サポート・センターを設置し、管理運営します。

<連携市町の役割>

- たかまつファミリー・サポート・センターの運営を支援します。
- たかまつファミリー・サポート・センターの行う育児に関する相互援助活動を、住民に周知します。
- さぬき市は、さぬき市ファミリー・サポート・センターが実施する会員養成講座や援助活動について、住民が相互に利用できるよう対応します。

年 度	22	23	24	25	26	27
事業費等 (千円)	13,551	13,458	18,303	18,576	18,592	18,592

注) 事業費については、毎年度の予算により定めます。

ファミリー・サポート・センター事業イメージ図

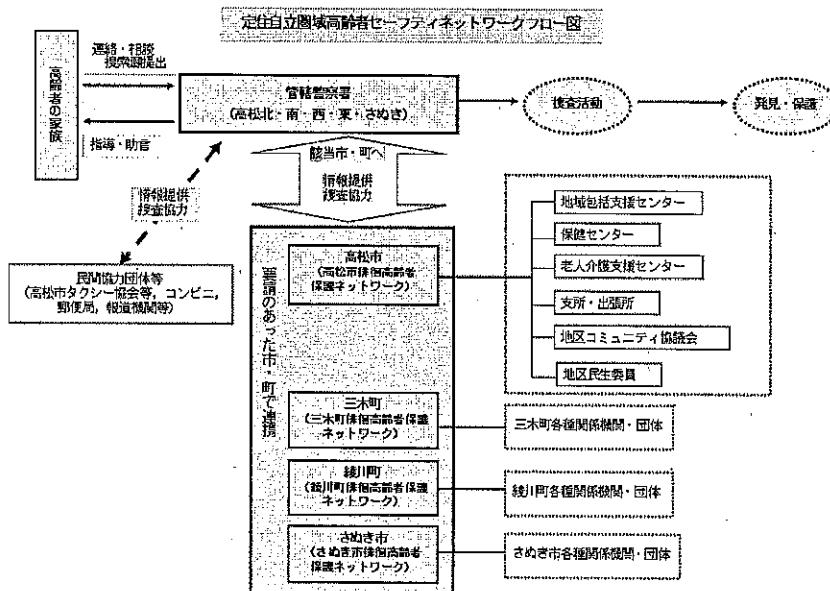


4 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

(1) 生活機能の強化（福祉）

事業（取組）	高齢者セーフティネットワーク事業											
連携する市町	さぬき市、三木町、綾川町											
協定の規定	瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定 第3条（1）生活機能の強化											
<事業概要>												
<ul style="list-style-type: none"> 「高齢者セーフティネットワーク」を整備し、円滑な運営を支援します。 												
<成果>												
<ul style="list-style-type: none"> 圏域の徘徊高齢者の早期発見、保護に寄与します。 												
<中心市の役割>												
<ul style="list-style-type: none"> 高松北警察署、高松南警察署、高松西警察署、高松東警察署、高松市各種関係団体等によるネットワークを整備し、連絡調整を行います。 												
<連携市町の役割>												
<ul style="list-style-type: none"> さぬき市は、さぬき警察署、さぬき市各種関係団体等によるネットワークを整備し、連絡調整を行います。 三木町は、高松東警察署、三木町各種関係団体等によるネットワークを整備し、連絡調整を行います。 綾川町は、高松西警察署、綾川町各種関係団体等によるネットワークを整備し、連絡調整を行います。 												
年 度	2 2	2 3	2 4	2 5	2 6	2 7						
事業費等 (千円)	事業費：現時点で見込まれないため、記載していません。 ネットワーク構築 事業開始											
	継続実施											

注) 事業費については、毎年度の予算により定めます。



4 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

(1) 生活機能の強化（福祉）

事業（取組）	地域密着型サービス（認知症対応型共同生活介護）広域利用事業
連携する市町	直島町
協定の規定	瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定 第3条 （1）生活機能の強化

<事業概要>

- 認知症対応型共同生活介護サービス事業所のない直島町の認知症高齢者（若年性を含む。以下、この取組みについて同じ。）の方が、高松市の認知症対応型共同生活介護サービスを利用しやすくなるよう、高松市の制度運用を見直します。

<成果>

- 直島町の認知症高齢者に対する認知症対応型共同生活介護サービスを充実させることにより、高齢者福祉の向上を図ります。

<中心市の役割>

- 直島町から本市に転入された認知症高齢者の方が、円滑に本市の認知症対応型共同生活介護サービスを利用できる制度運用とします。

<連携市町の役割>

- 直島町は、高松市の認知症対応型共同生活介護サービスの利用について、住民に周知するとともに、行政区域内でのサービス提供事業者の進出に努めます。

年 度	2 2	2 3	2 4	2 5	2 6	2 7
事業費等 (千円)				事業費：現時点で見込まれないため、記載していません。		継続実施

注) 事業費については、毎年度の予算により定めます。

4 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

(1) 生活機能の強化（福祉）

事業（取組）	自立支援協議会運営事業											
連携する市町	三木町、直島町											
協定の規定	瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定 第3条 (1) 生活機能の強化											
<事業概要>												
<ul style="list-style-type: none">障害福祉の関係機関等で構成される高松圏域自立支援協議会の中心となる相談支援事業所と連携し、障がい者への支援に努めます。地域自立支援協議会の活性化を図るため、円滑な運営を支援します。												
<成果>												
<ul style="list-style-type: none">地域自立支援協議会の活性化を図り、相談・支援体制を充実させることにより、地域における障がい者支援体制の向上を図ります。												
<中心市の役割>												
<ul style="list-style-type: none">相談支援事業所と連携し、障がい者への支援に努めるとともに、各町と連携して、地域自立支援協議会の運営費を負担するなど、運営事業について支援します。												
<連携市町の役割>												
<ul style="list-style-type: none">高松市と連携して、地域自立支援協議会の運営費を負担するなど、運営事業について支援します。												
年 度	2 2	2 3	2 4	2 5	2 6	2 7						
事業費等 (千円)				1,440	1,440	1,440						
				継続実施								

4 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組 (1) 生活機能の強化（福祉）

事業（取組）	介護認定審査会業務の連携					
連携する市町	三木町、直島町、綾川町					
協定の規定	瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定 第3条　(1) 生活機能の強化					
<事業概要>						
・ 介護認定審査会業務を連携して行います（費用は、件数等に応じて負担します。）。						
<成果>						
・ 事務事業の適正化と効率化を実現します。						
<中心市の役割>						
・ 各町の介護認定審査会業務を受託し、処理します。						
<連携市町の役割>						
・ 介護認定審査会業務を高松市に委託します。						
<備考>						
・ 介護保険制度では、被保険者は、市町村の認定を受けなければなりません。この認定の手順として、被保険者の心身の状況に関する調査結果及び主治医の意見に基づいて、市町村に設置される「介護認定審査会」において、審査及び判定が行われ、その結果に基づき市町村が要介護認定を行います。						
年　度	22	23	24	25	26	27
事業費等 (千円)	203,150	205,834	213,349	216,841	202,109	202,109
		継続実施				

注) 事業費については、毎年度の予算により定めます。

4 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

(1) 生活機能の強化（福祉）

事業（取組）	障害程度区分等審査会業務の連携
連携する市町	三木町、直島町、綾川町
協定の規定	瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定 第3条 (1) 生活機能の強化

<事業概要>

- ・ 障害程度区分等審査会業務を連携して行います（費用は、件数に応じて負担します。）。

<成果>

- ・ 事務事業の適正化と効率化を実現します。

<中心市の役割>

- ・ 各町の障害程度区分等審査会業務を受託し、処理します。

<連携市町の役割>

- ・ 障害程度区分等審査会業務を、高松市に委託します。

<備考>

- ・ 障がい者の福祉サービスの必要性を、客観的に判断するために、障害程度区分が設けられています。介護給付の支給においては、その障害程度区分の審査判定業務を行い、また、市町の支給要否決定に当たり意見を述べることを目的として、障害程度区分等審査会を設置しています。
- ・ 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の改正に伴い、平成26年4月1日より、「障害程度区分」は「障害支援区分」に改正されています。

年 度	2 2	2 3	2 4	2 5	2 6	2 7
事業費等 (千円)	4,568	4,449	4,590	4,648	4,636	4,636

継続実施

注) 事業費については、毎年度の予算により定めます。

4 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組
(1) 生活機能の強化（教育）

【政策分野】 教育

【施策】 中学校総合体育大会等の連携

【事業】 中学校総合体育大会等の連携

事業（取組）	中学校総合体育大会等の連携
連携する市町	三木町、直島町
協定の規定	瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定 第3条 (1) 生活機能の強化

<事業概要>

- それぞれの市町中学校総合体育大会、新人体育大会、駅伝競走大会を統一の「高松地区大会」として開催します。

<成果>

- 圏域における中学校体育の充実発展と生徒の育成に寄与します。

<中心市の役割>

- 高松市教育委員会が、高松地区中学校体育連盟、高松地区中学校長会、三木町教育委員会及び直島町教育委員会とともに、高松地区中学校総合体育大会等を主催します。
- 大会の会場等として、高松市の設置するスポーツ施設等の活用を図ります。

<連携市町の役割>

- 三木町教育委員会及び直島町教育委員会が、高松地区中学校体育連盟、高松地区中学校長会及び高松市教育委員会とともに、高松地区中学校総合体育大会等を主催します。
- 大会の会場等として、各町の設置する施設等の活用を図ります。

年 度	2 2	2 3	2 4	2 5	2 6	2 7
事業費等 (千円)	8,266	8,031	7,958	8,067	8,065	8,065

注) 事業費については、毎年度の予算により定めます。

4 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

(1) 生活機能の強化（産業振興）

【政策分野】 産業振興

【施策】 観光の振興

【事業】 観光プロモーション事業

【事業】 新たな観光プランの企画、販売等

【事業】 国内外観光客向け情報発信事業

【事業】 イベント交流の促進 ※

【施策】 中心市街地におけるにぎわいの創出

【事業】 高松市中心市街地活性化基本計画に基づく
取組

※ 平成26年度から内容を変更して推進する事業

4 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組
(1) 生活機能の強化（産業振興）

事業（取組）	観光プロモーション事業
連携する市町	さぬき市、東かがわ市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、綾川町
協定の規定	瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定 第3条 (1) 生活機能の強化

<事業概要>

- ・ 公益財団法人高松観光コンベンション・ビューローを実施主体とする観光プロモーション事業を行います。
- ・ 観光プロモーション事業は、圏域のイメージアップや集客力を高める独創的な事業を公募し、公開プレゼンテーションを経て認定します。認定されれば、ホームページでのPRや補助金の交付が受けられます。

<成果>

- ・ 圏域の観光振興に寄与します。

<中心市の役割>

- ・ 公益財団法人高松観光コンベンション・ビューローの主たる出資者として、同財団を実施主体とする観光プロモーション事業を行います。

<連携市町の役割>

- ・ 公益財団法人高松観光コンベンション・ビューローの賛助会員等として、同財団の実施する観光プロモーション事業を支援します。
- ・ 次のような例を始めとする地域の特色を観光客誘致に活用します。

市町名	地域の特色を生かしたイベント等	特有の観光資源等
さぬき市	どじょ輪ピック	津田の松原
東かがわ市	引田ひなまつり	讃州井筒屋敷など「引田の古い町並み」
土庄町	瀬戸内海タートルフルマラソン全国大会	天使の散歩道「エンジェルロード」、迷路のまち
小豆島町	小豆島オリーブマラソン全国大会	名勝「寒霞渓」、二十四の瞳映画村、小豆島オリーブ公園
三木町	獅子たちの里 三木まんで願。	—
直島町	直島の火まつり	地中美術館や家プロジェクトを始めとする「アートの島」としての特色
綾川町	右の会館等において、うどん発祥の地関連の特色あるイベント	綾川町うどん会館

年 度	22	23	24	25	26	27
事業費等 (千円)	8,100	8,100	11,840	8,140	9,180	9,180

→ 継続実施

注) 事業費については、毎年度の予算により定めます。

4 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

(1) 生活機能の強化（産業振興）

事業（取組）	新たな観光プランの企画、販売等											
連携する市町	さぬき市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、綾川町											
協定の規定	瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定 第3条 (1) 生活機能の強化											
<事業概要>												
<ul style="list-style-type: none"> 公益財団法人高松観光コンベンション・ビューローを実施主体とする、「ぷち旅プラン（着地型旅行商品）」の企画・販売事業を行います。 												
<成果>												
<ul style="list-style-type: none"> 圏域の観光振興に寄与します。 												
<中心市の役割>												
<ul style="list-style-type: none"> 公益財団法人高松観光コンベンション・ビューローの主たる出資者として、同財団を実施主体とする「ぷち旅プラン（着地型旅行商品）」の企画・販売事業を行います。 												
<連携市町の役割>												
<ul style="list-style-type: none"> 公益財団法人高松観光コンベンション・ビューローの賛助会員等として、同財団の実施する「ぷち旅プラン」の企画・販売事業を支援します。 特有の観光資源やイベントなど、地域の特色を観光客誘致に活用します。 												
<備考>												
<ul style="list-style-type: none"> 公益財団法人高松観光コンベンション・ビューローは、第三種旅行業の資格を有しております、旅行商品の企画・販売事業を行うことができます。 												
年 度	22	23	24	25	26	27						
事業費等 (千円)	2,440	1,990	1,450	1,470	678	678						
継続実施												

注) 事業費については、毎年度の予算により定めます。



4 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

(1) 生活機能の強化（産業振興）

事業（取組）	国内外観光客向け情報発信事業
連携する市町	さぬき市、東かがわ市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、綾川町
協定の規定	瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定 第3条（1）生活機能の強化

<事業概要>

- 英語版のホームページを作成して、圏域全体を対象とする内容での管理運営を行い、圏域内の観光情報等を国内外に発信します。

<成果>

- 国内外からの観光客の誘致に、寄与します。

<中心市の役割>

- 英語版ホームページを作成するほか、圏域の魅力を発信するための取組を企画・実施します。
- インターネット上の検索サイト（英語版）にリストティング広告を掲出して、上記ホームページへ誘導することにより、閲覧者の増加を図ります。

注）上記「英語版」については、平成23年3月から中国語版及び韓国語版を加え、充実を図っています。

<連携市町の役割>

- 高松市が実施する圏域の魅力を発信するための取組について、広報媒体を使用して広く周知するとともに、英語版ホームページを作成し、高松市の英語版ホームページとリンクさせます。
- 特有の観光資源やイベントなど、地域の特色を観光客誘致に活用します。

年 度	2 2	2 3	2 4	2 5	2 6	2 7
事業費等 (千円)	4,567	12,631	9,675	13,375	9,645	9,645

注）事業費については、毎年度の予算により定めます。

インターネット広告「アート・シティ高松」

Welcome to Takamatsu City, Japan Experience...
Business Art Site Naoshima · Sankoku Iwai · Bansei · Isamu Noguchi · Tadao Ando ...and more!

ARTISTIC SITES SCENIC BEAUTY

This is the Website that presenting Takamatsu city, Takamatsu, a Gateway to World-class Art Sites.

UNFOGETTABLE TAKAMATSU TOURISM

Welcome to our website!
Takamatsu is a city full of art.
It takes 50 minutes by ship to get to Naoshima, which is well-known for art.
Please feel free to make any comments here on Takamatsu and Japan.
If you want to find out something,
please don't hesitate to ask us questions.
It may take a while, but we will answer your questions.

Contents index

BONSAI & GARDENS

English Website Links

City Information

Sightseeing

Walking Maps

4 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

(1) 生活機能の強化（産業振興）

事業名	イベント交流の促進
連携する市町	さぬき市、東かがわ市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、綾川町
協定の規定	瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定 第3条 (1) 生活機能の強化

<事業概要>

- 中心市及び連携市町の祭りや各種イベントなどにおいて、周知宣伝活動を行うとともに、相互交流に取り組みます。

<成果>

- 祭り・イベントなどの交流により、交流人口が増加し、圏域が活性化します。
- 連携して周知宣伝活動を行い、より広く情報が発信されます。

<中心市の役割>

- 連携市町が実施する祭りや各種イベントなどの周知宣伝活動を行うとともに、相互交流を促進します。
- 連携市町が実施する全国的、国際的な会議、イベントなどの周知宣伝活動を行うとともに、相互交流を促進します。

<連携市町の役割>

- 高松市が実施する祭りや各種イベントなどの周知宣伝活動を行うとともに、相互交流に取り組みます。
- 高松市が実施する全国的、国際的な会議、イベントなどの周知宣伝活動を行うとともに、各市町の情報を提供し、相互交流に取り組みます。

<備考>

- 祭りや各種イベントについての例示は次のとおりです。

市町名	祭り・各種イベント等の例	
高松市	さぬき高松まつり、 たかまつ食と文化のフェスタ	瀬戸内サーカスファクトリー×カンパニー・リメディア日仏共同創作公演「キャバレー」の滞在制作、創作活動、公演
さぬき市	みろく納涼夏まつり、 かぐや姫カーニバル	
東かがわ市	あいらぶ東かがわ大物産展、人形劇カーニバル	
土庄町	小豆島まつり	
小豆島町	小豆島まつり	
三木町	獅子たちの里 三木まんで願。	
直島町	直島の火まつり	
綾川町	サマーフェスティバル	

年 度	22	23	24	25	26	27
事業費等 (千円)		13,469	185	154	3,425	2,425
継続実施						

注) 事業費については、毎年度の予算により定めます。

4 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組
(1) 生活機能の強化（産業振興）

事業（取組）	高松市中心市街地活性化基本計画に基づく取組
連携する市町	さぬき市、東かがわ市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、綾川町
協定の規定	瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定 第3条 (1) 生活機能の強化

<事業概要>

- 中心市街地の、にぎわい・回遊性の促進を図るため、「商業・サービス業の高度化」、「回遊したくなる中心市街地づくり」、「定住人口の増加」を基本的な方針として、市街地の整備改善事業、商業活性化事業など50事業を実施し、業務機能や商業機能を主とした都市機能の強化を図ります。
- 中心市街地の活性化の目標として、「テナントミックス等による商業・サービスの魅力強化と効果の波及」、「来街者の回遊促進」、「魅力的な住宅供給による居住推進」を掲げています。
- 高松市中心市街地活性化基本計画期間は、平成19年度から24年度までの計画です。
- 次期計画を25年度から5ヵ年の計画期間で策定予定です。（25年度策定済）

<成果>

- 中心市街地のにぎわいを創出します。

<中心市の役割>

- 高松市中心市街地活性化協議会の活動を支援します。
- 高松市中心市街地活性化基本計画に基づき、中心市街地における中央商店街の活性化を推進します。

<連携市町の役割>

- 整備された中心市街地の機能について、住民の利用向上を図ります。

※ 24年度までの事業費は、高松丸亀町商店街G街区市街地再開発事業に係る市費を記載しています。

26年度の事業費は、中心市街地歩行者空間整備事業費を記載しています。

27年度の事業費は、現時点で見込まれないため、記載していません。

年 度	22	23	24	25	26	27
事業費等 (千円)	368,700	1,407,255	121,431	—	94,000	—
	高松市中心市街地活性化 基本計画期間（H19～24）			第2期高松市中心市街地活 計化基本計画 計画期間5年		

↑
利用向上促進

注) 事業費については、毎年度の予算により定めます。

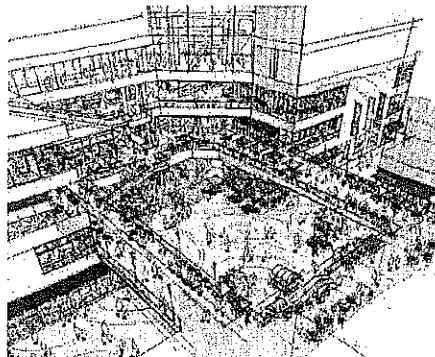
4 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

(1) 生活機能の強化（産業振興）

中心市街地のにぎわいと回遊を強化する主な事業

高松丸亀町商店街G街区市街地再開発事業

人々が訪れたくなる魅力的な店舗や都市型住宅を備え、快適な回遊空間を創出する市街地再開発事業



高松丸亀町商店街A街区市街地再開発事業

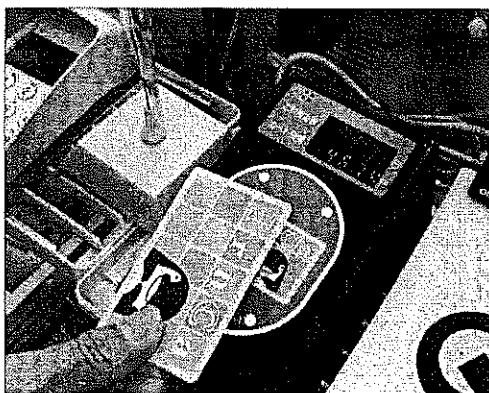
関連共同施設補助事業

商店街等が市街地再開発事業に併せて整備する、憩い空間を形成するドーム・カラー舗装等の整備



I Cカードの活用による商業等活性化事業

公共交通機関の I Cカードで店舗の決済が可能になるなど、公共交通利用者の買い物をしやすくする事業



4町パティオ広場整備事業

商店街等による、商店街が交差する位置での休憩やイベント等が可能な広場の整備



4 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

(1) 生活機能の強化（その他）

【政策分野】その他

【施策】消防・防災体制の強化

【事業】災害時の応援体制等

【事業】香川県消防相互応援協定

【事業】高松空港及びその周辺における消防
救難活動に関する協定

【事業】消防業務の事務委託

【施策】一般廃棄物処理体制の確保

【事業】一般廃棄物の処理業務

【事業】し尿処理業務

【事業】し尿貯留槽管理業務

【事業】一般廃棄物の埋立処分業務

【施策】不法投棄の防止

【事業】不法投棄対策事業の推進

4 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組
(1) 生活機能の強化（その他）

事業（取組）	災害時の応援体制等
連携する市町	さぬき市、東かがわ市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、綾川町
協定の規定	瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定 第3条 (1) 生活機能の強化

<事業概要>

- ・ 災害時相互応援協定を締結し、大規模災害時に、次のような物資・労力等の相互応援を行います。
- ・ 食糧、飲料水及び生活必需物資の供給やその供給に必要な資機材の提供
- ・ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材や物資の提供
- ・ 救援活動に必要な車両や舟艇等の提供
- ・ 被災者を一時収容するための施設の提供
- ・ 被災児童、生徒等の一時受入
- ・ 救援及び応急復旧等に必要な職員の派遣
- ・ その他特に要請があった事項

<成果>

- ・ 地震等による、大規模災害時における応急体制を中心とした防災体制を一層、充実・強化します。

<中心市の役割>

- ・ 連携市町と災害時相互応援協定を締結し、相互応援を行います。

<連携市町の役割>

- ・ 高松市と災害時相互応援協定を締結し、相互応援を行います。

年 度	22	23	24	25	26	27
事業費等 (千円)	事業費：現時点では見込まれないため、記載していません。					

4 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組
 (1) 生活機能の強化（その他）

事業（取組）	香川県消防相互応援協定
連携する市町	さぬき市、東かがわ市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、綾川町
協定の規定	瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定 第3条（1）生活機能の強化

<事業概要>

- 消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定により、締結されている香川県消防相互応援協定に基づいて、大規模災害等発生時に相互に応援を行います。

<成果>

- 圏域における消防活動体制を、補完します。

<中心市の役割>

- 連携市町と締結している香川県消防相互応援協定に基づいて、相互応援を行います。

<連携市町の役割>

- 高松市と締結している香川県消防相互応援協定に基づいて、相互応援を行います。

年 度	2 2	2 3	2 4	2 5	2 6	2 7
事業費等 (千円)	事業費：現時点では見込まれないため、記載していません。					

継続実施

事業（取組）	高松空港及びその周辺における消防救難活動に関する協定
連携する市町	三木町、綾川町
協定の規定	瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定 第3条（1）生活機能の強化

<事業概要>

- 高松空港や圏域における航空機災害発生に際し、各市町の消防機関が空港事務所と協力して、消防救難活動を行います。

<成果>

- 航空機災害発生時における消防活動体制を、補完します。

<中心市の役割>

- 各町と締結している高松空港及びその周辺における消防救難活動に関する協定に基づいて、相互応援を行います。

<連携市町の役割>

- 高松市と締結している高松空港及びその周辺における消防救難活動に関する協定に基づいて、相互応援を行います。

年 度	2 2	2 3	2 4	2 5	2 6	2 7
事業費等 (千円)	事業費：現時点では見込まれないため、記載していません。					

継続実施

4 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

(1) 生活機能の強化（その他）

事業（取組）	消防業務の事務委託											
連携する市町	三木町、綾川町											
協定の規定	瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定 第3条（1）生活機能の強化											
<事業概要>												
<ul style="list-style-type: none"> 消防組織法及び消防法に定める各町の消防事務（消防団に関する事務、水利施設の設置、維持及び管理に関する事務並びに水防に関する事務を除く。）を高松市が受託し、処理します（委託者は、委託事務に要する人件費及び物件費を負担します。）。 												
<成果>												
<ul style="list-style-type: none"> 圏域における消防・防災体制を、強化します。 												
<中心市の役割>												
<ul style="list-style-type: none"> 消防組織法及び消防法に定める各町の消防事務（消防団に関する事務、水利施設の設置、維持及び管理に関する事務並びに水防に関する事務を除く。）を受託し、処理します。 												
<連携市町の役割>												
<ul style="list-style-type: none"> 消防組織法及び消防法に定める消防事務（消防団に関する事務、水利施設の設置、維持及び管理に関する事務並びに水防に関する事務を除く。）を、高松市に委託します。 												
年 度	22	23	24	25	26	27						
事業費等 (千円)	1,043,226	1,027,569	957,104	955,209	941,506	938,206						
継続実施												

注) 事業費については、毎年度の予算により定めます。



三木消防署



西消防署 綾川分署

4 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組
(1) 生活機能の強化（その他）

事業（取組）	一般廃棄物の処理業務
連携する市町	綾川町
協定の規定	瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定 第3条（1）生活機能の強化

<事業概要>

- 綾川町の一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）処理業務を高松市が受託し、処理します（委託者は、処理量等に応じて費用を負担します。）。

<成果>

- 圏域における一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）処理体制を、確保します。

<中心市の役割>

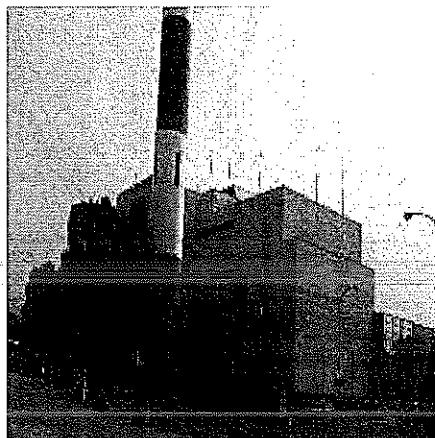
- 西部クリーンセンターの設置者として、綾川町からの委託を受け、同センターにおいて、綾川町の区域から生じる一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）の処理業務（収集、運搬及び最終処分の業務を除く。）を行います。

<連携市町の役割>

- 区域内から生じる一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）の処理業務（収集、運搬及び最終処分の業務を除く。）を、高松市に委託します。

年 度	2 2	2 3	2 4	2 5	2 6	2 7
事業費等 (千円)	681,930	718,833	811,962	767,819	793,013	796,408
継続実施						

注）事業費については、毎年度の予算により定めます。



西部クリーンセンター

4 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組
 (1) 生活機能の強化（その他）

事業（取組）	し尿処理業務
連携する市町	三木町、綾川町
協定の規定	瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定 第3条（1）生活機能の強化

<事業概要>

- 各町のし尿及び浄化槽汚泥の処理業務を高松市が受託し、処理します（委託者は、処理量に応じて費用を負担します。）。

<成果>

- 圏域におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理体制を、確保します。

<中心市の役割>

- 各町からの委託を受け、各町の区域から生じるし尿及び浄化槽汚泥の処理業務を行います。

<連携市町の役割>

- 各町の区域内から生じるし尿及び浄化槽汚泥の処理業務を、高松市に委託します。

年 度	2 2	2 3	2 4	2 5	2 6	2 7
事業費等 (千円)	725,681	621,474	559,471	551,015	975,906	1,158,429

注) 事業費については、毎年度の予算により定めます。

事業（取組）	し尿貯留槽管理業務
連携する市町	綾川町
協定の規定	瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定 第3条（1）生活機能の強化

<事業概要>

- 国分寺し尿貯留槽の管理を綾川町が受託し、処理します（委託者は、量、人口等に応じて費用を負担します。）。

<成果>

- 圏域におけるし尿処理体制を、確保します。

<中心市の役割>

- 国分寺し尿貯留槽の管理を、綾川町に委託します。

<連携市町の役割>

- 高松市からの委託を受け、国分寺し尿貯留槽の管理を行います。

年 度	2 2	2 3	2 4	2 5	2 6	2 7
事業費等 (千円)	11,917	15,768	11,390	11,057	13,967	13,967

注) 事業費については、毎年度の予算により定めます。

4 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組
 (1) 生活機能の強化（その他）

事業（取組）	一般廃棄物の埋立処分業務
連携する市町	綾川町
協定の規定	瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定 第3条（1）生活機能の強化

<事業概要>

- 高松市国分寺地区から排出される一般廃棄物を中間処理した後に生じる残さの埋立処分業務について、綾川町に委託し、処理します（委託者は、処理量等に応じて費用を負担します。）。

<成果>

- 圏域における一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）処理体制を、確保します。

<中心市の役割>

- 国分寺地区から生じる一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）を中間処理した後に生じる残さの埋立処分について、綾川町に委託します。

<連携市町の役割>

- 高松市からの委託を受け、国分寺地区から生じる一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）を中間処理した後に生じる残さの埋立処分を行います。

年 度	2 2	2 3	2 4	2 5	2 6	2 7
事業費等 (千円)	44,330	53,034	40,548	41,734	40,910	53,438
継続実施						

注）事業費については、毎年度の予算により定めます。

4 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組
(1) 生活機能の強化（その他）

事業（取組）	不法投棄対策事業の推進
連携する市町	さぬき市、東かがわ市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、綾川町
協定の規定	瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定 第3条（1）生活機能の強化

<事業概要>

- ・ 相互に連携して不法投棄対策事業を、推進します。
- ・ 高松市と三木町、綾川町が共同で、各自治体の境界線付近で不法投棄が多く見られる場所において、不法投棄撲滅ふれあいクリーン作戦を実施します。
- ・ 高松市と土庄町、小豆島町、直島町が同一趣旨で、同時期開催による海岸線の不法投棄撲滅ふれあいクリーン作戦を実施します。
- ・ 高松市とさぬき市、東かがわ市、土庄町、小豆島町、直島町が、瀬戸内国際芸術祭の開催に当たり、「おもてなしクリーン作戦」として、同時期に芸術祭開催地域一体の海岸清掃活動を実施します。（平成25年度実施済）

<成果>

- ・ 不法投棄を防止し、圏域の生活環境や自然環境の保全に寄与します。

<中心市の役割>

- ・ 連携市町との取組において、国、県、関係団体と連携し、地域住民と協働して、不法投棄撲滅ふれあいクリーン作戦などの圏域内における不法投棄対策事業を推進します。

<連携市町の役割>

- ・ 地域住民と協働し、高松市と連携して、不法投棄撲滅ふれあいクリーン作戦などの不法投棄対策事業を推進します。

年 度	22	23	24	25	26	27
事業費等 (千円)	379	199	186	245	252	252
継続実施						

注）事業費については、毎年度の予算により定めます。



ふれあいクリーン作戦

(2) 結びつきやネットワークの強化

地域公共交通に関しては、パークアンドライドを推進するなど公共交通の利用促進に努め、海上交通の確保、充実の検討、研究などを行います。

デジタル・ディバイドの解消へ向けたＩＣＴインフラ整備に関しては、ブロードバンドの利用環境の向上等の検討を行い、地域の生産者や消費者等の連携による地産地消の促進に関しては、中心市街地における直売所の整備や活用を図り、地域内外の住民との交流促進に関しては、自然体験等を通じた住民の交流の促進を図ります。

文化芸術の振興に関しては、地域の文化的資産の連携、活用や、圏域内の児童・生徒等を対象とした文化芸術鑑賞等の機会の提供を行うほか、2010年度に開催され、次回、2013年度に開催が予定されている瀬戸内国際芸術祭に関連する事業の実施について取り組みます。

また、これら以外に、図書館のない町へ移動図書館車による図書館サービスを提供するほか、広報媒体等を活用し圏域情報の発信及び共有化を図り、再整備する高松市屋島陸上競技場を圏域のスポーツ振興の拠点施設として活用を図るとともに、環境学習を通じた圏域住民の交流促進や環境負荷の少ない自動車の普及促進、地域密着型トップスポーツチームの試合観戦機会等の提供を行います。

【政策分野】 地域公共交通

【施策】公共交通機関の利用促進

【事業】公共交通機関の利用促進

【施策】海上交通の確保・充実

【事業】海上交通の確保・充実

4 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組
 (2) 結びつきやネットワークの強化（地域公共交通）

事業（取組）	公共交通機関の利用促進											
連携する市町	さぬき市、東かがわ市、三木町、綾川町											
協定の規定	瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定 第3条 (2) 結びつきやネットワークの強化											
<事業概要>												
<ul style="list-style-type: none"> マイカーから公共交通機関への利用の転換を誘導するパークアンドライドの推進を始め、利用者の利便性向上に取り組みます。 												
<成果>												
<ul style="list-style-type: none"> 公共交通の利用促進と交通混雑緩和に、寄与します。 												
<中心市の役割>												
<ul style="list-style-type: none"> 中心市街地の移動手段として、レンタサイクル事業を行います。 各市町における公共交通の課題及び利用者の利便性向上について、連携して継続的に調査し、効率的かつ効果的な公共交通機関の利用促進手法の検討を行います。 ことでん仏生山駅を始めとする交通結節点周辺のパークアンドライド駐車場整備を、検討します。 												
<連携市町の役割>												
<ul style="list-style-type: none"> さぬき市は、JR・ことでん駅周辺等でのパークアンドライド駐車場整備を主体に、公共交通機関利用促進に係る検討を行います。 東かがわ市は、JR駅周辺等でのパークアンドライド駐車場整備を主体に、公共交通機関利用促進に係る検討を行います。 三木町は、ことでん学園通り駅に近接する民間商業施設の駐車場の一部を、パークアンドライド駐車場として活用するなど、パークアンドライドの推進に努めます。 綾川町は、ことでん琴平線への新駅の設置、パークアンドライド駐車場整備及び町営バスの高松市域内鉄道駅への結節などを主体に、公共交通機関利用促進に係る検討を行います。 高松市と連携して、効率的かつ効果的な公共交通機関の利用促進手法の検討を行います。 												
年度	22	23	24	25	26	27						
事業費等 (千円)	58,137	66,054	331,571	412,928	62,500	58,533						
パークアンドライドの推進												
レンタサイクル事業の継続実施												
公共交通機関利用促進の検討												

注) 事業費については、毎年度の予算により定めます。

4 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組
(2) 結びつきやネットワークの強化（地域公共交通）

事業（取組）	海上交通の確保・充実
連携する市町	土庄町、小豆島町、直島町
協定の規定	瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定 第3条 (2) 結びつきやネットワークの強化

<事業概要>

- 海上交通利用者の利便性の向上に取り組みます。
- 瀬戸内国際芸術祭（以下「芸術祭」といいます。）の開催に当たり、必要な交通手段の確保・充実に関する支援を行います。

<成果>

- 海上交通の確保・充実に寄与します。

<中心市の役割>

- 各市町における海上交通の課題及び海上交通利用者の利便性の向上について、連携して継続的に調査し、効率的かつ効果的な海上交通の確保・充実の方策について、検討を行います。
- 海上交通と接続する中心市街地の移動手段として、レンタサイクル事業を行います。
- 芸術祭の開催に当たり、高松・島しょ部間の海上交通を始めとする必要な交通手段の確保・充実に関して支援します。

<連携市町の役割>

- 海上交通機関の乗継ぎの利便性の向上に取り組みます。
- 土庄町は、港湾施設周辺環境整備として、土庄港中央桟橋周辺の緑化整備事業を行います。
- 小豆島町は、平成25年度から26年度において、小豆島側の港湾環境整備として、駐車場、駐輪場及び公衆便所を整備します。
- 各市町における海上交通の確保・充実に向けた調査、検討等を行います。
- 土庄町と小豆島町は、22年度から24年度において、「地域公共交通活性化・再生総合事業」として、実証運行（運航）に取り組みます。（24年度実施済）
- 直島町は、22年度において、宮浦港駐車場整備等を実施します。（22年度実施済）
- 芸術祭の開催に当たり、必要な交通手段の確保・充実に関して支援します。

年 度	22	23	24	25	26	27
	47,900	42,972	21,833	20,313	32,148	32,148
利便性向上の調査、海上交通の確保・充実の方策の検討						
事業費等 (千円)	○第1回芸術祭 土庄町・小豆島町 実証運行（運航） 直島町宮浦港 駐車場整備等			○第2回芸術祭 土庄町・小豆島町 港湾環境整備		

注) 事業費については、毎年度の予算により定めます。

4 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

(2) 結びつきやネットワークの強化（デジタル・ディバイドの解消へ向けたICTインフラ整備）

【政策分野】デジタル・ディバイドの解消へ向けたICTインフラ整備

【施策】プロードバンドの利用環境の向上等

【事業】プロードバンドの利用環境の向上等

事業（取組）	プロードバンドの利用環境の向上等
連携する市町	さぬき市、東かがわ市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、綾川町
協定の規定	瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定 第3条 (2) 結びつきやネットワークの強化

<事業概要>

- 情報通信網の超高速化やICT利活用推進、電子自治体推進といった共通の課題について、情報交換、調査、検討等を行いながら、プロードバンド基盤の効果的な整備を推進します。

<成果>

- プロードバンド利用環境を向上させ、活用します。

<中心市の役割>

- 連携市町のプロードバンドの利用環境の向上に資する情報提供を行う等、調査、検討等を支援します。
- 圏域内のプロードバンドの活用について、情報交換、調査、検討等を行います。

<連携市町の役割>

- 地域の実情に即したプロードバンドの利用環境の向上のための技術、手法等を調査、検討します。
- 直島町と綾川町は、プロードバンド基盤の効果的な整備を推進します。
- 圏域内のプロードバンドの活用について、情報交換、調査、検討等を行います。

年 度	22	23	24	25	26	27
事業費等 (千円)		600,000	事業費：現時点で見込まれないため、記載していません。			
情報交換・調査・研究						
利活用方策等検討・実施						

注) 事業費については、毎年度の予算により定めます。

4 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

(2) 結びつきやネットワークの強化（地域の生産者や消費者等の連携による地産地消の促進）

【政策分野】地域の生産者や消費者等の連携による地産地消の促進

【施策】中心市街地における直売所の整備及び活用

【事業】中心市街地における直売所の整備及び活用

【事業】特産品の周知宣伝等

事業（取組）	中心市街地における直売所の整備及び活用											
連携する市町	さぬき市、東かがわ市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、綾川町											
協定の規定	瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定 第3条 (2) 結びつきやネットワークの強化											
<事業概要>												
<ul style="list-style-type: none">中心市街地における中央商店街等への地場産品の直売所の整備等を支援し、圏域内の生産者との連携を図って、その活用に取り組みます。												
<成果>												
<ul style="list-style-type: none">圏域の地産地消を促進します。												
<中心市の役割>												
<ul style="list-style-type: none">中央商店街空き店舗活用事業補助、商店街振興組合等が実施する中央商店街の空き店舗を活用したにぎわい創出事業への一部補助などにより、中心市街地における中央商店街等への直売所の整備等を支援します。												
<連携市町の役割>												
<ul style="list-style-type: none">直売所を活用した連携市町の特産品等の販売を促進し、中心市街地に集う消費者による消費拡大を図ります。												
年 度	2 2	2 3	2 4	2 5	2 6	2 7						
事業費等 (千円)	30,000	26,200	10,700	3,000	5,120	5,120						
直売所整備（現行事業）												
次期事業												
直売所の活用												

注) 事業費については、毎年度の予算により定めます。

4 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組
 (2) 結びつきやネットワークの強化 (地域の生産者や消費者等の連携による地産地消の促進)

事業 (取組)	特産品の周知宣伝等
連携する市町	さぬき市、東かがわ市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、綾川町
協定の規定	瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定 第3条 (2) 結びつきやネットワークの強化

<事業概要>

- ・ 様々な機会をとらえ、圏域内の特産品に関する周知宣伝活動を行います。

<成果>

- ・ 圏域内の特産品の知名度を、向上させます。

<中心市の役割>

- ・ 連携市町の特産品等に関する周知宣伝活動を、支援します。

<連携市町の役割>

- ・ 連携市町の特産品について、高松市の区域内での消費拡大につなげるための周知宣伝活動を行います。

<備考>

- ・ 周知宣伝活動は、できる限り幅広いアイディアで行うことを目指しており、物産展の開催や公共空間にオリーブを植樹して、知名度の向上を図る活動なども含みます。

年 度	2 2	2 3	2 4	2 5	2 6	2 7
事業費等 (千円)	4,850	300	1,428	2,288	1,629	1,629
○オリーブ植樹 (サンポート高松地区) ○瀬戸内物産展 (仮称) の開催						
継続実施						

注) 事業費については、毎年度の予算により定めます。

4 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組
 (2) 結びつきやネットワークの強化（地域内外の住民との交流促進）

【政策分野】地域内外の住民との交流・移住促進

【施策】自然体験等を通じた住民の交流の促進

【事業】自然体験等を通じた住民の交流の促進

事業（取組）	自然体験等を通じた住民の交流の促進																			
連携する市町	さぬき市、東かがわ市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、綾川町																			
協定の規定	瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定 第3条 (2) 結びつきやネットワークの強化																			
<事業概要>																				
<ul style="list-style-type: none"> 自然体験等を盛り込んだイベントを開催し、圏域内の児童・生徒等の参加を誘致します。 																				
<成果>																				
<ul style="list-style-type: none"> 連携市町への人の流れをつくり、地域を活性化します。 交流によって、児童・生徒を中心とする住民の相互理解を深めます。 																				
<中心市の役割>																				
<ul style="list-style-type: none"> 連携市町が実施するイベントについて、本市の住民に周知・啓発を行います。 																				
<連携市町の役割>																				
<ul style="list-style-type: none"> 自然体験等を盛り込んだイベント等を開催し、圏域内の児童・生徒等の参加を促進します。 																				
<イベント等の例>																				
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">さぬき市</td> <td style="width: 85%;">へんろウォークなど自然体験イベント</td> </tr> <tr> <td>東かがわ市</td> <td>東かがわ市民ウォーク</td> </tr> <tr> <td>土庄町</td> <td>親子自然観察会</td> </tr> <tr> <td>小豆島町</td> <td>オリーブ収穫祭</td> </tr> <tr> <td>三木町</td> <td>グリーンツーリズム</td> </tr> <tr> <td>直島町</td> <td>なおしま自然探検隊</td> </tr> <tr> <td>綾川町</td> <td>柏原渓谷を始めとする特色ある地域でのイベント</td> </tr> </table>							さぬき市	へんろウォークなど自然体験イベント	東かがわ市	東かがわ市民ウォーク	土庄町	親子自然観察会	小豆島町	オリーブ収穫祭	三木町	グリーンツーリズム	直島町	なおしま自然探検隊	綾川町	柏原渓谷を始めとする特色ある地域でのイベント
さぬき市	へんろウォークなど自然体験イベント																			
東かがわ市	東かがわ市民ウォーク																			
土庄町	親子自然観察会																			
小豆島町	オリーブ収穫祭																			
三木町	グリーンツーリズム																			
直島町	なおしま自然探検隊																			
綾川町	柏原渓谷を始めとする特色ある地域でのイベント																			
年 度	2 2	2 3	2 4	2 5	2 6	2 7														
事業費等 (千円)	1,564	734	1,627	2,004	1,822	1,822														
						継続実施														

注) 事業費については、毎年度の予算により定めます。

4 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

(2) 結びつきやネットワークの強化（文化芸術の振興）

【政策分野】文化芸術の振興

【施策】文化的資産の活用

【事業】文化的資産の活用

【施策】文化芸術鑑賞等の機会の提供

【事業】文化芸術鑑賞等の機会の提供

【施策】瀬戸内国際芸術祭関連事業の実施

【事業】瀬戸内国際芸術祭関連事業の実施

4 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組
(2) 結びつきやネットワークの強化（文化芸術の振興）

事業（取組）	文化的資産の活用
連携する市町	さぬき市、東かがわ市、土庄町、小豆島町
協定の規定	瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定 第3条 (2) 結びつきやネットワークの強化

<事業概要>

- ・ 高松市と土庄町、小豆島町は、菊池寛記念館、小豆島尾崎放哉記念館（尾崎放哉資料館）、壺井栄文学館の連携、活用に取り組みます。
- ・ 高松市と土庄町、小豆島町は、文化的資産の活用を推進する連絡会を設置し、文化的資産を調査、研究、把握します。
- ・ 高松市と土庄町、小豆島町は、PR資料を作成し、関係資料とともに各館に置くなど、相互にPRに努めます。
- ・ 高松市とさぬき市、東かがわ市は、圏域内の四国八十八箇所霊場及び遍路道について、パンフレットへの掲載や・インターネット等により、情報発信を行います。

<成果>

- ・ 圏域の文化的資産を充実させ、知名度を向上させます。

<中心市の役割>

- ・ 文化的資産の活用を推進する連絡会を設置し、運営します。
- ・ 文化的資産の活用を推進する連絡会で、連携する文化的資産のPR資料を作成して配布するなど、事業を推進します
- ・ 菊池寛記念館を始めとする市内や近隣の文化的資産を調査するとともに、土庄町、小豆島町の文化的資産との連携を図ります。
- ・ 四国八十八箇所霊場及び遍路道についての情報の取りまとめや、パンフレット、本市ホームページへの掲載及び配布により、情報発信を行います。

<連携市町の役割>

- ・ 土庄町、小豆島町は、小豆島尾崎放哉記念館（尾崎放哉資料館）や壺井栄文学館を始めとする土庄町、小豆島町の文化的資産を調査するとともに、高松市の文化的資産との連携を図ります。
- ・ 土庄町、小豆島町は、文化的資産の活用を推進する連絡会の運営に参加します。
- ・ さぬき市、東かがわ市は、圏域内の四国八十八箇所霊場及び遍路道についての文化財情報の提供や、パンフレットの配布、各市ホームページへの掲載により、情報発信を行います。

年 度	2 2	2 3	2 4	2 5	2 6	2 7
事業費等 (千円)	800		3,000	4,812	9,322	9,322
	連絡会設置 PR資料作成、配布		継続実施			
			枠組み拡大の検討、協議等			

4 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

(2) 結びつきやネットワークの強化（文化芸術の振興）

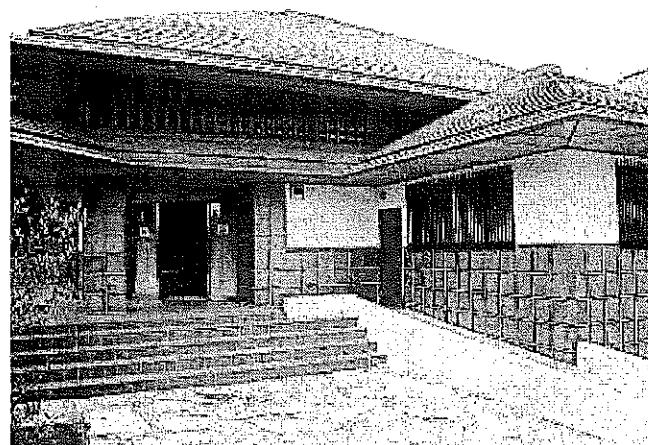
注) 事業費については、毎年度の予算により定めます。



菊池寛記念館（高松市）



小豆島尾崎放哉記念館（土庄町）



壺井栄文学館（小豆島町）

4 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

(2) 結びつきやネットワークの強化（文化芸術の振興）

事業（取組）	文化芸術鑑賞等の機会の提供
連携する市町	さぬき市、東かがわ市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、綾川町
協定の規定	瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定 第3条（2）結びつきやネットワークの強化

<事業概要>

- ・ 高松市とさぬき市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、綾川町が、共同して文化芸術事業を主催し、各市町の児童・生徒等を招待します。
- ・ 高松市美術館において、圏域内の児童を対象とした美術館学習を実施します。
- ・ さぬき市、直島町において、住民が気軽に文化芸術に親しめるよう、公民館などの住民の身近なところで優良な文化芸術の出前公演を行います。

<成果>

- ・ 圏域内の住民に優良な文化芸術鑑賞等の機会を、提供します。

<中心市の役割>

- ・ 高松市文化芸術ホール（サンポートホール高松）等を活用した、文化芸術事業を企画立案、実施します。

これらの事業において、各市町の児童・生徒等が入場料無料で鑑賞できる機会を作ります。

各市町の児童・生徒等の招待について、各市町に周知するとともに、全体の取りまとめを行います。

- ・ 美術館の機能を活用し、美術鑑賞学習（常設展・特別展の鑑賞）や施設見学、館内作品探検等の体験学習を実施するとともに、美術館学習について、連携市町に周知します。
- ・ 文化芸術の出前公演について、公演メニューを企画し、さぬき市、直島町に周知します。また、出演者との契約及び広報・宣伝などを行います。

<連携市町の役割>

- ・ さぬき市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、綾川町は、高松市文化芸術ホール（サンポートホール高松）等を活用した文化芸術事業について、各市町内の児童・生徒等への周知を行い、鑑賞希望者数を取りまとめて高松市へ通知するとともに、鑑賞当日の引率等を行います。
- ・ 美術館学習について、連携市町内の小学校へ周知を行い、参加希望を募り、高松市へ通知します。
- ・ さぬき市、直島町は、文化芸術の出前公演について、協力団体の募集・選定を行い、高松市へ通知するとともに、広報・宣伝などの協力を行います。

年 度	2 2	2 3	2 4	2 5	2 6	2 7
事業費等 (千円)	1,401	2,636	4,282	3,472	7,178	7,180

年度毎に事業計画策定、継続実施

注) 事業費については、毎年度の予算により定めます。

4 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組
(2) 結びつきやネットワークの強化（文化芸術）



劇団四季ミュージカル「ガンバの大冒険」 撮影：阿部章仁（これまでの公演より）



デリバリーアーツ「瀬戸フィル音楽会」



美術館学習

4 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

(2) 結びつきやネットワークの強化（文化芸術の振興）

事業（取組）	瀬戸内国際芸術祭関連事業の実施
連携する市町	土庄町、小豆島町、直島町
協定の規定	瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定 第3条 (2) 結びつきやネットワークの強化

<事業概要>

- ・ 瀬戸内国際芸術祭関連事業を実施します。

<成果>

- ・ 芸術祭の開催効果を高め、持続させます。

<中心市の役割>

- ・ 芸術祭の会場の一部となる男木島に、芸術祭のコンセプトに沿ったデザインの施設を整備し、交流の拠点等として活用します。
- ・ 芸術祭開催期間中に、芸術祭の趣旨にかなう文化芸術事業を実施します。
- ・ 芸術祭の開催年度以外の年度には、芸術祭の開催効果の持続に取り組みます。

<連携市町の役割>

- ・ 芸術祭開催期間中に、各町で芸術祭の趣旨にかなう文化芸術事業を実施します。
- ・ 芸術祭の開催年度以外の年度には、芸術祭の開催効果の持続に取り組みます。

年 度	2 2	2 3	2 4	2 5	2 6	2 7
事業費等 (千円)	32,035	24,937	55,854	120,849	78,632	78,632
	○第1回芸術祭			○第2回芸術祭		

継続実施

注) 事業費については、毎年度の予算により定めます。



瀬戸内国際芸術祭作品（男木島）

2 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組
(2) 結びつきやネットワークの強化（その他）

【政策分野】 その他

【施策】図書館サービスの提供

【事業】移動図書館の開設

【施策】圏域情報の発信及び共有化

【事業】圏域情報の発信及び共有化

【施策】高松市屋島陸上競技場の活用

【事業】高松市屋島陸上競技場の活用

【施策】環境への配慮

【事業】環境学習の推進

【事業】環境負荷の少ない自動車の普及促進

【事業】使用済小型電子機器等リサイクル事業

【施策】地域密着型トップスポーツチームの試合観戦機会等の提供

【事業】地域密着型トップスポーツチームの試合観戦機会等の提供

4 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組
(2) 結びつきやネットワークの強化（その他）

事業（取組）	移動図書館の開設											
連携する市町	直島町											
協定の規定	瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定 第3条 (2) 結びつきやネットワークの強化											
<事業概要>												
<ul style="list-style-type: none"> 高松市が、直島町へ市所有の移動図書館車を派遣し、図書の貸出・返却、リクエスト対応などの図書館サービスを提供します。 												
<成果>												
<ul style="list-style-type: none"> 図書館のない直島町で、図書館サービスを提供します。 												
<中心市の役割>												
<ul style="list-style-type: none"> 本市所有の移動図書館車を派遣し、図書の貸出・返却、リクエスト対応などの図書館サービスを提供します。 												
<連携市町の役割>												
<ul style="list-style-type: none"> 移動図書館ステーションを設置するなど、移動図書館の利用に関し必要な対応を行います。 												
年 度	2 2	2 3	2 4	2 5	2 6	2 7						
事業費等 (千円)	364	364	364	364	374	374						
						継続実施						

注) 事業費については、毎年度の予算により定めます。



移動図書館車

4 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

(2) 結びつきやネットワークの強化（その他）

事業（取組）	圏域情報の発信及び共有化											
連携する市町	さぬき市、東かがわ市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、綾川町											
協定の規定	瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定 第3条 (2) 結びつきやネットワークの強化											
<事業概要>												
<ul style="list-style-type: none"> ・ 圏域内各市町のホームページ、広報紙、印刷物等を活用し、圏域内で行われる参加型のイベント等について、圏域内外への情報発信と情報共有を行います。 												
<成果>												
<ul style="list-style-type: none"> ・ 圏域内外の住民との活発な交流を促進します。 												
<中心市の役割>												
<ul style="list-style-type: none"> ・ 圏域内の地域情報を集約して、連携市町に提供します。 ・ 本市の各種広報媒体を活用して、圏域内外へ地域情報を発信します。 ・ 圏域内の地域情報の発信及び共有化に関し、総合的な推進と調整を行います。 												
<連携市町の役割>												
<ul style="list-style-type: none"> ・ 連携市町の地域情報を、圏域内の各種広報媒体掲載用として、高松市に提供します。 ・ 連携市町の各種広報媒体を活用して、圏域内外へ地域情報を発信します。 												
年 度	2 2	2 3	2 4	2 5	2 6	2 7						
事業費等 (千円)		520	44,816	18,261	6,052	6,052						
継続実施												

注) 事業費については、毎年度の予算により定めます。

4 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組
(2) 結びつきやネットワークの強化（その他）

事業（取組）	高松市屋島陸上競技場の活用
連携する市町	さぬき市、東かがわ市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、綾川町
協定の規定	瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定 第3条（2）結びつきやネットワークの強化

<事業概要>

- ・ 高松市が再整備する高松市屋島陸上競技場（以下「競技場」という。）を、圏域のスポーツ振興等の拠点施設として、活用を図ります。

<成果>

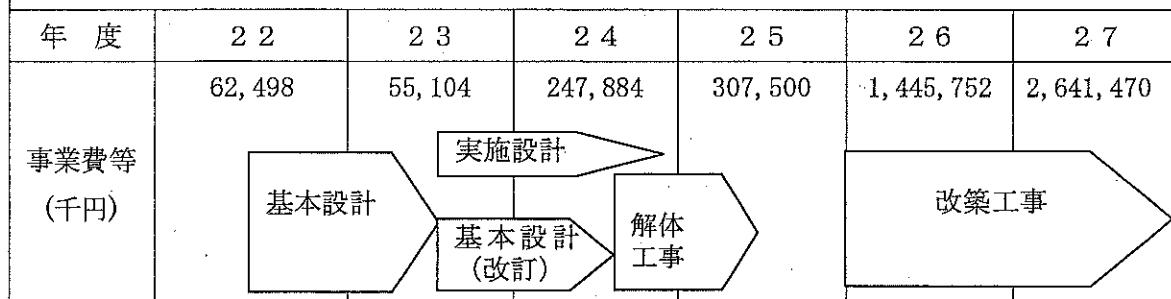
- ・ 圏域のスポーツ振興及びスポーツを通じた圏域住民の交流を、推進します。

<中心市の役割>

- ・ 競技場の設置者として、競技場を再整備し、管理運営します。
- ・ 関係団体等と連携し、競技場において圏域内の住民が参加する競技会や各種イベント等を開催します。

<連携市町の役割>

- ・ 関係団体等と連携し、競技場において圏域内の住民が参加する競技会や各種イベント等を開催します。
- ・ 競技会、各種イベント等への参加を始め、連携市町の住民による競技場の施設利用を促進します。

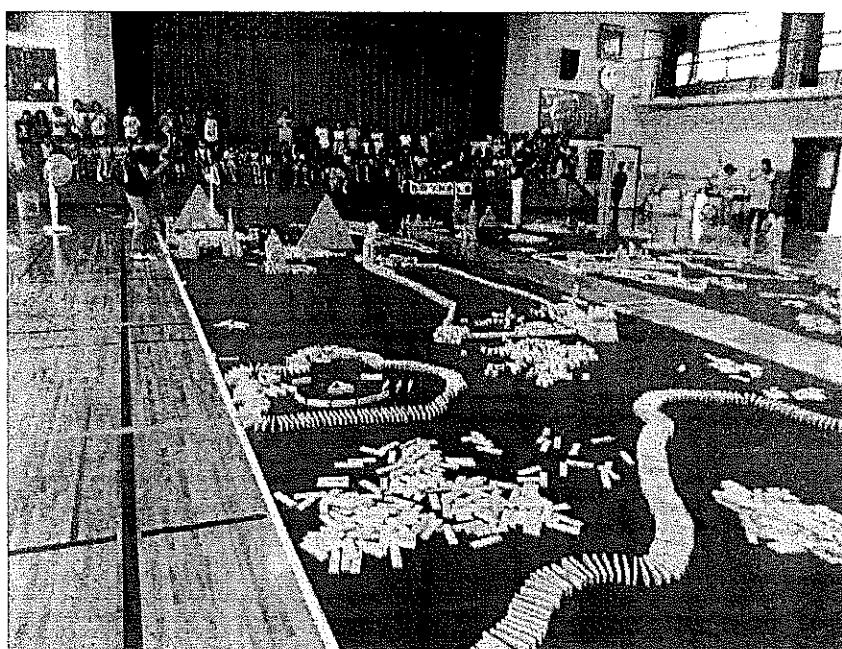


注) 事業費については、毎年度の予算により定めます。

4 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組
 (2) 結びつきやネットワークの強化（その他）

事業名	環境学習の推進											
連携する市町	さぬき市、東かがわ市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、綾川町											
協定の規定	瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定 第3条 (2) 結びつきやネットワークの強化											
<事業概要>												
<ul style="list-style-type: none"> 環境意識の向上を図るため、環境ワークショップ等を活用し、環境学習を通じた圏域住民の交流を推進します。 												
<成果>												
<ul style="list-style-type: none"> 環境問題を広域的に捉えることにより、圏域住民の環境意識が向上します。 環境を仲立ちとした圏域の結びつきの強化や、連携市町のNPO等の環境活動団体との交流へと活動が波及し、圏域全体が活性化します。 												
<中心市の役割>												
<ul style="list-style-type: none"> 圏域住民を対象に、環境ワークショップ等を開催します。 												
<連携市町の役割>												
<ul style="list-style-type: none"> 高松市が実施する環境ワークショップ等について、圏域内の住民に周知します。 												
年 度	22	23	24	25	26	27						
事業費等 (千円)		4,879	3,229	5,614	5,701	5,701						
継続実施												

注) 事業費については、毎年度の予算により定めます。



環境学習支援事業

4 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

(2) 結びつきやネットワークの強化（その他）

事業名	環境負荷の少ない自動車の普及促進											
連携する市町	さぬき市、東かがわ市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、綾川町											
協定の規定	瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定 第3条 (2) 結びつきやネットワークの強化											
<事業概要>												
<ul style="list-style-type: none"> 次世代自動車の優れた環境性能の情報提供などにより、環境負荷の少ない自動車の普及促進に取り組みます。 												
<成果>												
<ul style="list-style-type: none"> 自動車の走行に伴うCO₂排出量の抑制に関する意識が高まり、圏域の環境負荷軽減につながります。 												
<中心市の役割>												
<ul style="list-style-type: none"> 次世代自動車の優れた環境性能などに関する情報について、ホームページ等で発信するとともに、連携市町に提供します。 												
<連携市町の役割>												
<ul style="list-style-type: none"> 各種広報媒体を活用して、次世代自動車の優れた環境性能などに関する情報を発信します。 												
年度	22	23	24	25	26	27						
事業費等 (千円)		4,401	11,555	13,465	8,230	5,240						
継続実施												

注) 事業費については、毎年度の予算により定めます。



環境負荷の少ない次世代自動車

2 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

(2) 結びつきやネットワークの強化（その他）

事業名	使用済小型電子機器等リサイクル事業											
連携する市町	さぬき市、東かがわ市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、綾川町											
協定の規定	瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定 第3条 (2) 結びつきやネットワークの強化											
<事業概要>												
<ul style="list-style-type: none">デジタルカメラや携帯ゲーム機などの、使用済小型電子機器等のリサイクルに取り組みます。												
<成果>												
<ul style="list-style-type: none">レアメタルや貴金属などの再資源化や、廃棄物の最終処分量の減量化を図ります。												
<中心市の役割>												
<ul style="list-style-type: none">連携市町との情報交換や課題等の検証を行い、連携して使用済小型電子機器等のリサイクルを推進します。												
<連携市町の役割>												
<ul style="list-style-type: none">高松市と連携して、使用済小型電子機器等のリサイクルを推進します。												
年度	22	23	24	25	26	27						
事業費等 (千円)				3,287	2,273	2,273						
→ 継続実施												

注) 事業費については、毎年度の予算により定めます。



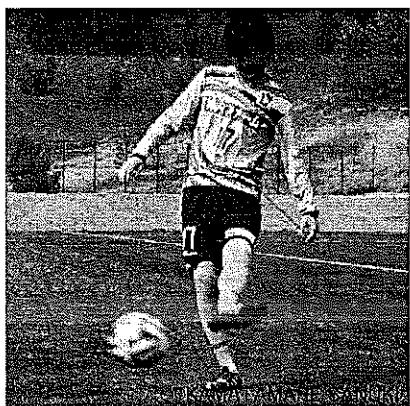
使用済小型家電回収ボックス（市役所市民ホール）

4 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組
(2) 結びつきやネットワークの強化（その他）

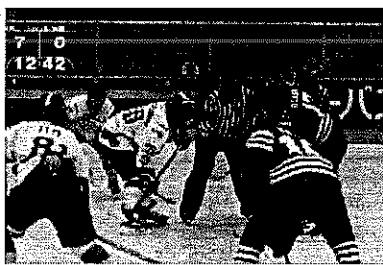
事業名	地域密着型トップスポーツチームの試合観戦機会等の提供											
連携する市町	さぬき市、東かがわ市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、綾川町											
協定の規定	瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定 第3条 (2) 結びつきやネットワークの強化											
<事業概要>												
<ul style="list-style-type: none"> ・ 圏域内の児童・生徒等に、地域密着型トップスポーツチームの試合観戦の機会等を、提供します。 												
<成果>												
<ul style="list-style-type: none"> ・ 圏域内の児童・生徒等に、地域密着型トップスポーツチームに触れ、スポーツに親じむ機会を提供します。 												
<中心市の役割>												
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域密着型トップスポーツチームの試合の観戦イベントを、企画・実施し、圏域内の児童・生徒等を招待します。 												
<連携市町の役割>												
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域密着型トップスポーツチームの試合の観戦イベントに、高松市と共同で、連携市町内の児童・生徒等を招待します。 												
年 度	2 2	2 3	2 4	2 5	2 6	2 7						
事業費等 (千円)		3,000	5,430	3,734	3,133	3,133						
継続実施												

注) 事業費については、毎年度の予算により定めます。

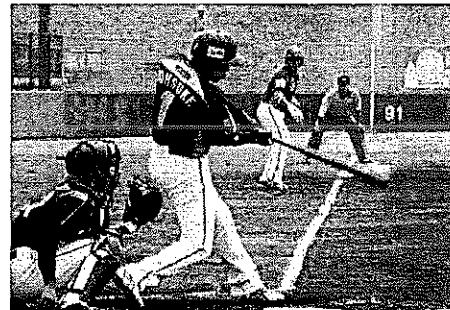
カマタマーレ讃岐



高松ファイブ
アローズ



香川アイス
フェローズ



香川オリーブガイナーズ

4 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組 (3) 圏域マネジメント能力の強化（圏域内市町の職員等の交流）

(3) 圏域マネジメント能力の強化

職員の交流、人材育成等に関しては、圏域の自治体が合同で研修を実施し、人材の育成・交流を図るとともに、大学等との連携事業に関しては、圏域内の大学等と相互に連携して研究交流を行い、定住自立圏の取組事項の進行管理や効果的な実施を図り、市民活動団体等との協働事業に関しては、圏域内の市民活動団体等と協働して事業を実施し、住民サービスの向上を図ります。

【政策分野】 圏域内市町の職員等の交流

【施策】 職員の交流、人材育成等

【事業】 合同研修等の実施

事業（取組）	合同研修等の実施
連携する市町	さぬき市、東かがわ市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、綾川町
協定の規定	瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定 第3条 (3) 圏域マネジメント能力の強化

<事業概要>

- ・ 圏域外から専門講師等を招へいするなどして、合同研修等を行います。

<成果>

- ・ 圏域内各市町職員等の資質向上及び圏域マネジメント能力を、強化します。

<中心市の役割>

- ・ 連携市町の職員等に、本市が実施する研修に参加する機会を提供します。
- ・ 必要に応じ、研修の講師として圏域外の専門家の招へい等を行います。

<連携市町の役割>

- ・ 高松市の取組を活用して、連携市町の職員等の能力及び資質の向上を図ります。

年 度	2 2	2 3	2 4	2 5	2 6	2 7
事業費等 (千円)	939	1,396	1,979	2,743	3,254	3,254

注）事業費については、毎年度の予算により定めます。

4 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

(3) 圏域マネジメント能力の強化（その他）

【政策分野】 その他

【施策】 大学等との連携

【事業】 取組事項等の研究交流

【施策】 市民活動団体等との協働

【事業】 協働企画提案事業

事業（取組）	取組事項等の研究交流
連携する市町	さぬき市、東かがわ市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、綾川町
協定の規定	瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定 第3条（3）圏域マネジメント能力の強化

<事業概要>

- ・ 圏域内の大学等（香川大学、高松大学、香川高等専門学校、徳島文理大学など）と相互に連携して、瀬戸・高松広域定住自立圏の取組事項等に関する研究交流を行います。

<成果>

- ・ 瀬戸・高松広域定住自立圏の取組事項を効果的に実施します。

<中心市の役割>

- ・ 圏域内の大学等と連携協力して、取組事項等についての調査研究を行います。
- ・ その成果を取りまとめて、連携市町や関係機関に周知します。
- ・ その成果を活用することにより、取組事項の効果的な実施を図ります。

<連携市町の役割>

- ・ 圏域内の大学等と連携協力して行う取組事項についての調査研究に協力し、その成果を活用することにより、取組事項の効果的な実施を図ります。

年 度	2 2	2 3	2 4	2 5	2 6	2 7
事業費等 (千円)		4,000	4,000	5,800	5,856	5,856

注) 事業費については、毎年度の予算により定めます。

4 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

(3) 圏域マネジメント能力の強化（その他）

事業（取組）	協働企画提案事業
連携する市町	さぬき市、東かがわ市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、綾川町
協定の規定	瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定 第3条（3）圏域マネジメント能力の強化

<事業概要>

- 市民活動団体等の持つ専門性・先駆性・柔軟性などの特性を生かした企画提案型の事業を募集し、行政と市民活動団体等とが協働のパートナーとして、共通の目的を持ってひとつの事業を協働して実施することにより、一層の住民サービスの向上を目指します。

<成果>

- 圏域の住民の多様なニーズに対応できるよう、住民サービスの向上を目指します。

<中心市の役割>

- 提案の募集、選考・採択した事業を実施することにより、市民活動団体等との協働を推進します。

<連携市町の役割>

- 協働企画提案事業について、市民活動団体等に周知するとともに、連携市町内の市民活動団体等の育成に努めます。

年 度	2 2	2 3	2 4	2 5	2 6	2 7
事業費等 (千円)			2,798	4,622	4,622	4,622

継続実施

注) 事業費については、毎年度の予算により定めます。

5 瀬戸・高松広域定住自立圏共生ビジョン事業一覧

A-G

(1) 生活機能の強化	67
a 医療	67
b 福祉	69
c 教育	70
d 産業振興	71
e その他	74
(2) 結びつきやネットワークの強化	77
f 地域公共交通	77
g デジタル・ディバイドの解消へ向けたICTインフラ整備	78
h 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消の促進	79
i 地域内外の住民との交流・移住促進	80
j 文化芸術の振興	80
k その他	82
(3) 圏域マネジメント能力の強化	86
l 圏域内市町の職員等の交流	86
m その他	87

3 濱戸・高松広域定住自立圏共生ビジョン事業一覧

(1) 生活機能の強化

a 医療

1 医療を安定的に提供できる体制の確保

No.	市町名	協定項目	政策分野	取組（事業）名	取組（事業）概要	H26事業費	補助金・起債名等	備考
1	高松市	各市町ごとの 項目 (以下参照)	医療	遠隔医療ネットワークを使つた連携	かがわ遠隔医療ネットワークを通じた地域医療機関の連携強化(診療情報の交換、医療機関との連携情報の交換、患者の受渡し)を行なう。	2,060		
2	さぬき市	第3条 (1)7	医療	遠隔医療ネットワークを使つた連携	かがわ遠隔医療ネットワークを通じた地域医療機関の連携強化(診療情報の交換、医療機関との連携情報の交換、患者の受渡し)を行なう。			
3	土庄町	第3条 (1)7(7)	医療	遠隔医療ネットワークを使つた連携	かがわ遠隔医療ネットワークを通じた地域医療機関の連携強化(診療情報の交換、医療機関との連携情報の交換、患者の受渡し)を行なう。	78		
4	小豆島町	第3条 (1)7(7)	医療	遠隔医療ネットワークを使つた連携	かがわ遠隔医療ネットワークを通じた地域医療機関の連携強化(診療情報の交換、医療機関との連携情報の交換、患者の受渡し)を行なう。			
5	三木町	第3条 (1)7(7)	医療	遠隔医療ネットワークを使つた連携	かがわ遠隔医療ネットワークを通じた地域医療機関の連携強化(診療情報の交換、医療機関との連携情報の交換、患者の受渡し)を行なう。			
6	直島町	第3条 (1)7(7)	医療	遠隔医療ネットワークを使つた連携	かがわ遠隔医療ネットワークを通じた地域医療機関の連携強化(診療情報の交換、医療機関との連携情報の交換、患者の受渡し)を行なう。			
7	綾川町	第3条 (1)7(7)	医療	遠隔医療ネットワークを使つた連携	かがわ遠隔医療ネットワークを通じた地域医療機関の連携強化(診療情報の交換、医療機関との連携情報の交換、患者の受渡し)を行なう。	100		
8	高松市	各市町ごとの 項目 (以下参照)	医療	医療機関の整備推進等	新病院の整備を推進する。 医療従事者の養成を支援する。	596,040		新病院の整備事業費 592,905千円含む
9	土庄町	第3条 (1)7(7)	医療	医療機関の整備推進等	新病院を利用する。			
10	小豆島町	第3条 (1)7(7)	医療	医療機関の整備推進等	新病院を利用する。			
11	三木町	第3条 (1)7(7)	医療	医療機関の整備推進等	新病院を利用する。 医療従事者の養成を支援する。	285		
12	直島町	第3条 (1)7(7)	医療	医療機関の整備推進等	新病院を利用する。			
13	綾川町	第3条 (1)7(7)	医療	医療機関の整備推進等	新病院を利用する。			

No.	市町名	協定項目	政策分野	取組（事業）名	取組（事業）概要	H26事業費	補助金・起債名等	備考
14	高松市	各市町ごとの 項目 (以下参照)	医療	医療職員の交流等	高松市民病院において各町立医療機関の医療職員（医師及び歯科医師を除く。）に実地研修を行う。			
15	さぬき市	第3条 (1)①	医療	医療職員の交流等	各公立医療機関の医療職員（医師及び歯科医師を除く。）に高松市民病院で実地研修を受ける機会を提供する。			
16	土庄町	第3条 (1)⑦(7)	医療	医療職員の交流等	各公立医療機関の医療職員（医師及び歯科医師を除く。）に高松市民病院で実地研修を受ける機会を提供する。	100		
17	小豆島町	第3条 (1)⑦(7)	医療	医療職員の交流等	各公立医療機関の医療職員（医師及び歯科医師を除く。）に高松市民病院で実地研修を受ける機会を提供する。			
18	直島町	第3条 (1)⑦(7)	医療	医療職員の交流等	各公立医療機関の医療職員（医師及び歯科医師を除く。）に高松市民病院で実地研修を受ける機会を提供する。			
19	綾川町	第3条 (1)⑦(7)	医療	医療職員の交流等	各公立医療機関の医療職員（医師及び歯科医師を除く。）に高松市民病院で実地研修を受ける機会を提供する。			

2 救急医療体制の確保

No.	市町名	協定項目	政策分野	取組（事業）名	取組（事業）概要	H26事業費	補助金・起債名等	備考
68	高松市	各市町ごとの 項目 (以下参照)	医療	救急医療体制の整備	休日在宅当番医制及び病院群輪番制などの実施について支援を行う。	628,999		関係市町負担金 6,538千円含む
2	三木町	第3条 (1)⑦(7)	医療	救急医療体制の整備	休日在宅当番医制及び病院群輪番制などの実施について支援を行う。	6,073		
3	直島町	第3条 (1)⑦(7)	医療	救急医療体制の整備	休日在宅当番医制及び病院群輪番制などの実施について支援を行う。	529		
4	綾川町	第3条 (1)⑦(7)	医療	救急医療体制の整備	休日在宅当番医制及び病院群輪番制などの実施について支援を行う。	4,751		
5	高松市	各市町ごとの 項目 (以下参照)	医療	救急艇の活用	救急艇を活用し、島しょ部の救急患者等の搬送を行う。	36,796		関係市町負担金 1,300千円含む
6	土庄町	第3条 (1)⑦(7)	医療	救急艇の活用	救急患者等の搬送に、医療従事者等が付き添うなど、適切かつ円滑に救急艇を活用する。	520		
7	小豆島町	第3条 (1)⑦(7)	医療	救急艇の活用	救急患者等の搬送に、医療従事者等が付き添うなど、適切かつ円滑に救急艇を活用する。	1,040		
8	直島町	第3条 (1)⑦(7)	医療	救急艇の活用	救急患者等の搬送に、医療従事者等が付き添うなど、適切かつ円滑に救急艇を活用する。	104		

b 福祉

3 子育て支援、高齢者保護及び障がい者支援の充実

No.	市町名	協定項目 各市町ごとの 項目(以下参照)	政策分野	取組(事業)名	取組(事業)概要	H26事業費	補助金・起債名等	備考
1	高松市	第3条 (1)イ(7)	福祉	ファミリー・サポート・センター事業	ボランティア組織等による子育て支援を行う。ファミリー・サポート・センターの運営を支援する。	12,645	子育て支援交付金 関係市町負担金 454千円含む	
2	さぬき市	第3条 (1)イ(7)	福祉	ファミリー・サポート・センター事業	ボランティア組織等による子育て支援を行う。ファミリー・サポート・センターの運営を支援する。	5,288	子育て支援交付金	
3	三木町	第3条 (1)イ(7)	福祉	ファミリー・サポート・センター事業	ボランティア組織等による子育て支援を行う。ファミリー・サポート・センターの運営を支援する。	372	子育て支援交付金	
4	綾川町	第3条 (1)イ(7)	福祉	ファミリー・サポート・センター事業	ボランティア組織等による子育て支援を行う。ファミリー・サポート・センターの運営を支援する。	287	子育て支援交付金	
5	高松市	各市町ごとの 項目(以下参照)	福祉	高齢者セーフティネットワーク事業	高齢者セーフティネットワークを整備し、その円滑な運営を支援する。			
6	さぬき市	第3条 (1)イ	福祉	高齢者セーフティネットワーク事業	高齢者セーフティネットワークを整備し、その円滑な運営を支援する。			
7	三木町	第3条 (1)イ(7)	福祉	高齢者セーフティネットワーク事業	高齢者セーフティネットワークを整備し、その円滑な運営を支援する。			
8	綾川町	第3条 (1)イ(7)	福祉	高齢者セーフティネットワーク事業	高齢者セーフティネットワークを整備し、その円滑な運営を支援する。			
9	高松市	各市町ごとの 項目(以下参照)	福祉	地域密着型サービス(認知症対応型共同生活介護)広域利用事業	円滑に中心市の認知症対応型共同生活介護サービスを利用できる制度運用とする。			
10	直島町	第3条 (1)イ(7)	福祉	地域密着型サービス(認知症対応型共同生活介護)広域利用事業	中心市の認知症対応型共同生活介護サービスの利用について、住民に周知するとともに、行政区域内でのサービス提供事業者の進出に努める。			
11	高松市	各町ごとの項目 (以下参照)	福祉	自立支援協議会運営事業	地域自立支援協議会の運営を支援する。	1,000		
12	三木町	第3条 (1)イ(7)	福祉	自立支援協議会運営事業	地域自立支援協議会の運営を支援する。	230		
13	直島町	第3条 (1)イ(7)	福祉	自立支援協議会運営事業	地域自立支援協議会の運営を支援する。	210		

4 広域的な審査会の実施

No.	市町名	協定項目	政策分野	取組（事業）名	取組（事業）概要	H26事業費	補助金・起債名等	単位：千円 備考
1	高松市	各市町ごとの 項目（以下参照）	福祉	介護認定審査会業務の連携	介護保険制度において、実施・運営される介護認定審査会業務の連携を行う。	190,490		関係市町負担金 11,810千円含む
2	三木町	第3条 (1)イ(1)	福祉	介護認定審査会業務の連携	介護保険制度において、実施・運営される介護認定審査会業務の連携を行う。	5,500		
3	直島町	第3条 (1)イ(1)	福祉	介護認定審査会業務の連携	介護保険制度において、実施・運営される介護認定審査会業務の連携を行う。	696		
4	綾川町	第3条 (1)イ(1)	福祉	介護認定審査会業務の連携	介護保険制度において、実施・運営される介護認定審査会業務の連携を行う。	5,423		
5	高松市	各市町ごとの 項目（以下参照）	福祉	障害程度区分等審査会業務の連携	介護給付の支給において、実施・運営される障害程度区分等審査会業務の連携を行う。	4,028		関係市町負担金 480千円含む
6	三木町	第3条 (1)イ(1)	福祉	障害程度区分等審査会業務の連携	介護給付の支給において、実施・運営される障害程度区分等審査会業務の連携を行う。	374		
7	直島町	第3条 (1)イ(1)	福祉	障害程度区分等審査会業務の連携	介護給付の支給において、実施・運営される障害程度区分等審査会業務の連携を行う。	45		
8	綾川町	第3条 (1)イ(1)	福祉	障害程度区分等審査会業務の連携	介護給付の支給において、実施・運営される障害程度区分等審査会業務の連携を行う。	189		

C 教育

No.	市町名	協定項目	政策分野	取組（事業）名	取組（事業）概要	H26事業費	補助金・起債名等	単位：千円 備考
1	高松市	各市町ごとの 項目（以下参照）	教育	中学校総合体育大会等の連携	高松地区中学校総合体育大会等への参加、スポーツ施設等の活用を図る。	7,903		
2	三木町	第3条 (1)サ	教育	中学校総合体育大会等の連携	高松地区中学校総合体育大会等への参加、スポーツ施設等の活用を図る。	139		
3	直島町	第3条 (1)サ	教育	中学校総合体育大会等の連携	高松地区中学校総合体育大会等への参加、スポーツ施設等の活用を図る。	23		

d 産業振興

6 観光の振興

地 点	市町名	協定項目	政策分野	取組(事業)名	取組(事業)概要	H26事業費	補助金・起債名等	備考
--------	-----	------	------	---------	----------	--------	----------	----

1	高松市	各市町ごとの 項目 (以下参照)	産業振興	観光プロモーション事業	公益財団法人高松観光コンベンション・ビューローを実施主体とする観光プロモーション事業を行う。	7,000		
2	さぬき市	第3条 (1)①(7)	産業振興	観光プロモーション事業	公益財団法人高松観光コンベンション・ビューローを実施主体とする観光プロモーション事業の支援を行う。			
3	東かがわ市	第3条 (1)②(7)	産業振興	観光プロモーション事業	公益財団法人高松観光コンベンション・ビューローを実施主体とする観光プロモーション事業の支援を行う。			
4	土庄町	第3条 (1)③(7)	産業振興	観光プロモーション事業	公益財団法人高松観光コンベンション・ビューローを実施主体とする観光プロモーション事業の支援を行う。	900		
5	小豆島町	第3条 (1)④(7)	産業振興	観光プロモーション事業	公益財団法人高松観光コンベンション・ビューローを実施主体とする観光プロモーション事業の支援を行う。			
6	三木町	第3条 (1)⑤(7)	産業振興	観光プロモーション事業	公益財団法人高松観光コンベンション・ビューローを実施主体とする観光プロモーション事業の支援を行う。	400		
7	直島町	第3条 (1)⑥(7)	産業振興	観光プロモーション事業	公益財団法人高松観光コンベンション・ビューローを実施主体とする観光プロモーション事業の支援を行う。			
8	綾川町	第3条 (1)⑦(7)	産業振興	観光プロモーション事業	公益財団法人高松観光コンベンション・ビューローを実施主体とする観光プロモーション事業の支援を行う。	40		
9	高松市	各市町ごとの 項目 (以下参照)	産業振興	新たな観光プランの企画、販売等	公益財団法人高松観光コンベンション・ビューローを実施主体とする新たな観光プランの企画、販売等を行う。	576		
10	さぬき市	第3条 (1)⑨(7)	産業振興	新たな観光プランの企画、販売等	公益財団法人高松観光コンベンション・ビューローを実施主体とする新たな観光プランの企画、販売等の支援を行う。			
11	土庄町	第3条 (1)⑩(7)	産業振興	新たな観光プランの企画、販売等	公益財団法人高松観光コンベンション・ビューローを実施主体とする新たな観光プランの企画、販売等の支援を行う。	102		
12	小豆島町	第3条 (1)⑪(7)	産業振興	新たな観光プランの企画、販売等	公益財団法人高松観光コンベンション・ビューローを実施主体とする新たな観光プランの企画、販売等の支援を行う。			
13	三木町	第3条 (1)⑫(7)	産業振興	新たな観光プランの企画、販売等	公益財団法人高松観光コンベンション・ビューローを実施主体とする新たな観光プランの企画、販売等の支援を行う。			
14	直島町	第3条 (1)⑬(7)	産業振興	新たな観光プランの企画、販売等	公益財団法人高松観光コンベンション・ビューローを実施主体とする新たな観光プランの企画、販売等の支援を行う。			
15	綾川町	第3条 (1)⑭(7)	産業振興	新たな観光プランの企画、販売等	公益財団法人高松観光コンベンション・ビューローを実施主体とする新たな観光プランの企画、販売等の支援を行う。			

No.	市町名	協定項目 各市町ごとの 項目（以下参照）	政策分野	取組（事業）名	取組（事業）概要	H26事業費	補助金・起債名等	備考
16	高松市	各市町ごとの 項目（以下参照）	産業振興	国内外観光客向け情報発信事業	英語版ホームページを作成するほか、圏域の魅力を発信するための取組を企画・実施する。	9,645		
17	さぬき市	第3条 (1)イ(7)	産業振興	国内外観光客向け情報発信事業	英語版ホームページを作成し、高松市の英語版ホームページどりんくさせるとともに、高松市が実施する圏域の魅力を発信するための取組について周知する。			
18	東かがわ市	第3条 (1)イ(7)	産業振興	国内外観光客向け情報発信事業	英語版ホームページを作成し、高松市の英語版ホームページどりんくさせるとともに、高松市が実施する圏域の魅力を発信するための取組について周知する。			
19	土庄町	第3条 (1)イ(7)	産業振興	国内外観光客向け情報発信事業	英語版ホームページを作成し、高松市の英語版ホームページどりんくさせるとともに、高松市が実施する圏域の魅力を発信するための取組について周知する。			
20	小豆島町	第3条 (1)イ(7)	産業振興	国内外観光客向け情報発信事業	英語版ホームページを作成し、高松市の英語版ホームページどりんくさせるとともに、高松市が実施する圏域の魅力を発信するための取組について周知する。			
21	三木町	第3条 (1)イ(7)	産業振興	国内外観光客向け情報発信事業	英語版ホームページを作成し、高松市の英語版ホームページどりんくさせるとともに、高松市が実施する圏域の魅力を発信するための取組について周知する。			
22	直島町	第3条 (1)イ(7)	産業振興	国内外観光客向け情報発信事業	英語版ホームページを作成し、高松市の英語版ホームページどりんくさせるとともに、高松市が実施する圏域の魅力を発信するための取組について周知する。			
23	綾川町	第3条 (1)カ(7)	産業振興	国内外観光客向け情報発信事業	英語版ホームページを作成し、高松市の英語版ホームページどりんくさせるとともに、高松市が実施する圏域の魅力を発信するための取組について周知する。			
24	高松市	各市町ごとの 項目（以下参照）	産業振興	イベント交流の促進	圏域内の祭りや各種イベントなどにおける相互交流を促進する。	1,000		
25	さぬき市	第3条 (1)カ(7)	産業振興	イベント交流の促進	圏域内の祭りや各種イベントなどにおいて相互交流を行う。	1,280		
26	東かがわ市	第3条 (1)イ(7)	産業振興	イベント交流の促進	圏域内の祭りや各種イベントなどにおいて相互交流を行う。			
27	土庄町	第3条 (1)イ(7)	産業振興	イベント交流の促進	圏域内の祭りや各種イベントなどにおいて相互交流を行う。	1,145		
28	小豆島町	第3条 (1)イ(7)	産業振興	イベント交流の促進	圏域内の祭りや各種イベントなどにおいて相互交流を行う。			
29	三木町	第3条 (1)イ(7)	産業振興	イベント交流の促進	圏域内の祭りや各種イベントなどにおいて相互交流を行う。			
30	直島町	第3条 (1)イ(7)	産業振興	イベント交流の促進	圏域内の祭りや各種イベントなどにおいて相互交流を行う。			
31	綾川町	第3条 (1)カ(7)	産業振興	イベント交流の促進	圏域内の祭りや各種イベントなどにおいて相互交流を行う。			

7 中心市街地におけるにぎわいの創出

市町名	協定項目 各市町ごとの 項目（以下参照）	政策分野	取組（事業）名	取組（事業）概要	H26事業費	補助金・起債名等	備考
1 高松市	第3条 (1)④(1)	産業振興	高松市中心市街地活性化基本計画に基づく 取組	高松市中心市街地活性化基本計画に基づき、中心市街地における中 央商店街の活性化を推進する。	94,000		
2 さぬき市	第3条 (1)⑦(1)	産業振興	高松市中心市街地活性化基本計画に基づく 取組	整備された中心市街地の機能について、住民の利用向上を図る。			
3 東かがわ市	第3条 (1)⑧(1)	産業振興	高松市中心市街地活性化基本計画に基づく 取組	整備された中心市街地の機能について、住民の利用向上を図る。			
4 土庄町	第3条 (1)イ(1)	産業振興	高松市中心市街地活性化基本計画に基づく 取組	整備された中心市街地の機能について、住民の利用向上を図る。			
5 小豆島町	第3条 (1)イ(1)	産業振興	高松市中心市街地活性化基本計画に基づく 取組	整備された中心市街地の機能について、住民の利用向上を図る。			
6 三木町	第3条 (1)エ(1)	産業振興	高松市中心市街地活性化基本計画に基づく 取組	整備された中心市街地の機能について、住民の利用向上を図る。			
7 直島町	第3条 (1)イ(1)	産業振興	高松市中心市街地活性化基本計画に基づく 取組	整備された中心市街地の機能について、住民の利用向上を図る。			
8 綾川町	第3条 (1)ウ(1)	産業振興	高松市中心市街地活性化基本計画に基づく 取組	整備された中心市街地の機能について、住民の利用向上を図る。			

e. その他

8 消防・防災体制の強化

市町名	協定項目	政策分野	取組（事業）名	取組（事業）概要		H26事業費	補助金・起債名等	単位：千円 備考
1 高松市	各市町ごとの 項目 (以下参照)	その他	災害時の応援体制等	災害時相互応援協定を締結し、これらに基づき、相互応援を行う。				
2 さぬき市	第3条 (1)イ(7)	その他	災害時の応援体制等	災害時相互応援協定を締結し、これらに基づき、相互応援を行う。				
3 東かがわ市	第3条 (1)イ(7)	その他	災害時の応援体制等	災害時相互応援協定を締結し、これらに基づき、相互応援を行う。				
4 土庄町	第3条 (1)ウ(7)	その他	災害時の応援体制等	災害時相互応援協定を締結し、これらに基づき、相互応援を行う。				
5 小豆島町	第3条 (1)ウ(7)	その他	災害時の応援体制等	災害時相互応援協定を締結し、これらに基づき、相互応援を行う。				
6 三木町	第3条 (1)オ(7)	その他	災害時の応援体制等	災害時相互応援協定を締結し、これらに基づき、相互応援を行う。				
7 直島町	第3条 (1)オ(7)	その他	災害時の応援体制等	災害時相互応援協定を締結し、これらに基づき、相互応援を行う。				
8 綾川町	第3条 (1)イ(7)	その他	災害時の応援体制等	災害時相互応援協定を締結し、これらに基づき、相互応援を行う。				

No.	市町名	協定項目	政策分野	取組（事業）名	取組（事業）概要	H2事業費	補助金・起債名等	備考	単位：千円
9	高松市	各市町ごとの 項目 (以下参照)	その他	香川県消防相互応援協定	香川県消防相互応援協定を締結し、これらに基づき、相互応援を行 う。				
10	さぬき市	第3条 (1)イ(7)	その他	香川県消防相互応援協定	香川県消防相互応援協定を締結し、これらに基づき、相互応援を行 う。				
11	東かがわ市	第3条 (1)イ(7)	その他	香川県消防相互応援協定	香川県消防相互応援協定を締結し、これらに基づき、相互応援を行 う。				
12	土庄町	第3条 (1)イ(7)	その他	香川県消防相互応援協定	香川県消防相互応援協定を締結し、これらに基づき、相互応援を行 う。				
13	小豆島町	第3条 (1)イ(7)	その他	香川県消防相互応援協定	香川県消防相互応援協定を締結し、これらに基づき、相互応援を行 う。				
14	三木町	第3条 (1)オ(7)	その他	香川県消防相互応援協定	香川県消防相互応援協定を締結し、これらに基づき、相互応援を行 う。				
15	直島町	第3条 (1)オ(7)	その他	香川県消防相互応援協定	香川県消防相互応援協定を締結し、これらに基づき、相互応援を行 う。				
16	綾川町	第3条 (1)エ(7)	その他	香川県消防相互応援協定	香川県消防相互応援協定を締結し、これらに基づき、相互応援を行 う。				
17	高松市	各市町ごとの 項目 (以下参照)	その他	高松空港及びその周辺における消火救難活動に 關する協定	高松空港及びその周辺における消火救難活動に 關する協定を締結 し、これらに基づき、相互応援を行う。				
18	三木町	第3条 (1)オ(7)	その他	高松空港及びその周辺における消火救難活動に 關する協定	高松空港及びその周辺における消火救難活動に 關する協定を締結 し、これらに基づき、相互応援を行う。				
19	綾川町	第3条 (1)エ(7)	その他	高松空港及びその周辺における消火救難活動に 關する協定	高松空港及びその周辺における消火救難活動に 關する協定を締結 し、これらに基づき、相互応援を行う。				
20	高松市	各市町ごとの 項目 (以下参照)	その他	消防業務の事務委託	消防組織法及び消防法に定める乙の消防事務（消防団に 關する事務並びに水防に関する事務を除く。）を受託し、管理する。	472,737	関係市町負担金 472,737千円含む		
21	三木町	第3条 (1)オ(7)	その他	消防業務の事務委託	消防組織法及び消防法に定める乙の消防事務（消防団に 關する事務並びに水防に関する事務を除く。）を委託する。	255,269			
22	綾川町	第3条 (1)エ(7)	その他	消防業務の事務委託	消防組織法及び消防法に定める乙の消防事務（消防団に 關する事務並びに水防に関する事務を除く。）を委託する。	213,500			

9 一般廃棄物処理体制の確保

No.	市町名	協定項目	政策分野	取組（事業）名	取組（事業）概要	H26事業費	補助金・起債額等	備考
1	高松市	各市町ごとの 項目 (以下参照)	その他	一般廃棄物の処理業務	西部クリーンセンターにおいて、一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）の処理業務（収集、運搬及び最終処分の業務を除く。）に係る事務の管理及び執行を行う。	736,381	関係市町負担金 50,949千円含む	
2	綾川町	第3条 (1)イ(1)	その他	一般廃棄物の処理業務	一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）の処理業務（収集、運搬及び最終処分の業務を除く。）を高松市に委託する。	56,632		
3	高松市	各市町ごとの 項目 (以下参照)	その他	し尿処理業務	三木町、綾川町の委託を受け、両町から生じるし尿及び浄化槽汚泥を処理する。	864,508	関係市町負担金 179,557千円含む	
4	三木町	第3条 (1)オ(1)	その他	し尿処理業務	三木町から生じるし尿及び浄化槽汚泥の処理業務を高松市へ委託する。	69,049		
5	綾川町	第3条 (1)イ(1)	その他	し尿処理業務	綾川町から生じるし尿及び浄化槽汚泥の処理業務を高松市へ委託する。	42,349		
6	高松市	各市町ごとの 項目 (以下参照)	その他	し尿貯留槽管理業務	国分寺し尿貯留槽の管理を綾川町へ委託する。	3,093		
7	綾川町	第3条 (1)イ(1)	その他	し尿貯留槽管理業務	国分寺し尿貯留槽の管理を高松市から受託する。	10,874	高松市負担金 3,093千円含む	
8	高松市	各市町ごとの 項目 (以下参照)	その他	一般廃棄物の埋立処分業務	国分寺地区から生じる残さの埋立処分について、綾川町へ委託する。	24,438		
9	綾川町	第3条 (1)イ(1)	その他	一般廃棄物の埋立処分業務	国分寺地区から生じる残さの埋立処分について、高松市から受託し処理を行う。	16,472	高松市負担金 9,416千円含む	

10 不法投棄の防止

No.	市町名	協定項目 各市町ごとの 項目 (以下参照)	政策分野	取組(事業)名	取組(事業)概要	H26事業費	補助金	起債名等	単位：千円 備考
1	高松市	第3条 (1)イ(1)	その他	不法投棄対策事業の推進	地域の生活環境や自然環境を保全するため、相互に連携して不法投棄対策事業を推進する。	36			
2	さぬき市	第3条 (1)イ(1)	その他	不法投棄対策事業の推進	地域の生活環境や自然環境を保全するため、相互に連携して不法投棄対策事業を推進する。				
3	東かがわ市	第3条 (1)イ(1)	その他	不法投棄対策事業の推進	地域の生活環境や自然環境を保全するため、相互に連携して不法投棄対策事業を推進する。				
4	土庄町	第3条 (1)イ(1)	その他	不法投棄対策事業の推進	地域の生活環境や自然環境を保全するため、相互に連携して不法投棄対策事業を推進する。	20			
5	小豆島町	第3条 (1)イ(1)	その他	不法投棄対策事業の推進	地域の生活環境や自然環境を保全するため、相互に連携して不法投棄対策事業を推進する。				
6	三木町	第3条 (1)オ(1)	その他	不法投棄対策事業の推進	地域の生活環境や自然環境を保全するため、相互に連携して不法投棄対策事業を推進する。				
7	直島町	第3条 (1)オ(1)	その他	不法投棄対策事業の推進	地域の生活環境や自然環境を保全するため、相互に連携して不法投棄対策事業を推進する。				
8	綾川町	第3条 (1)イ(1)	その他	不法投棄対策事業の推進	地域の生活環境や自然環境を保全するため、相互に連携して不法投棄対策事業を推進する。	135			

(2) 結びつきやネットワークの強化

f 地域公共交通

11 公共交通機関の利用促進

No.	市町名	協定項目 各市町ごとの 項目 (以下参照)	政策分野	取組(事業)名	取組(事業)概要	H26事業費	補助金	起債名等	単位：千円 備考
1	高松市	第3条 (2)7	地域 公共交通	公共交通機関の利用促進	中心市街地の移動手段として、レンタサイクル事業を行う。	58,503			
2	さぬき市	第3条 (2)7	地域 公共交通	公共交通機関の利用促進	パークアンドライド駐車場を確保し、又は確保について支援する等、パークアンドライドを推進する。	264			
3	東かがわ市	第3条 (2)7	地域 公共交通	公共交通機関の利用促進	パークアンドライド駐車場を確保し、又は確保について支援する等、パークアンドライドを推進する。				
4	三木町	第3条 (2)7	地域 公共交通	公共交通機関の利用促進	パークアンドライド駐車場を確保し、又は確保について支援する等、パークアンドライドを推進する。	2,453			
5	綾川町	第3条 (2)7	地域 公共交通	公共交通機関の利用促進	パークアンドライド駐車場を確保し、又は確保について支援する等、パークアンドライドを推進する。	1,280			

1 2 海上交通の確保・充実

No.	市町名	協定項目	政策分野	取組（事業）名	取組（事業）概要	H26事業費	補助金・起債名等	備考
1	高松市	各市町ごとの 項目 (以下参照)	地域 公共交通	海上交通の確保・充実	効率的かつ効果的な海上交通の確保・充実の方策について検討を行う。中心市街地の移動手段として、レントサイクル事業を行う。			
2	土庄町	第3条 (2)7	地域 公共交通	海上交通の確保・充実	海上交通の課題及び利用者の利便性の向上について、実証運行を行なうほか、連携して海上交通の確保・充実に向けた調査、検討等を行う。	18,402	地域公共交通維持改善補助金	
3	小豆島町	第3条 (2)7	地域 公共交通	海上交通の確保・充実	海上交通の課題及び利用者の利便性の向上について、実証運行を行なうほか、連携して海上交通の確保・充実に向けた調査、検討等を行う。	2,514		
4	直島町	第3条 (2)7	地域 公共交通	海上交通の確保・充実	海上交通の課題及び利用者の利便性の向上について、連携して海上交通の確保・充実に向けた調査、検討等を行う。	11,232		

8 デジタル・ディバイドの解消へ向けたICTインフラ整備

1 3 ブロードバンドの利用環境の向上等

No.	市町名	協定項目	政策分野	取組（事業）名	取組（事業）概要	H26事業費	補助金・起債名等	備考
1	高松市	各市町ごとの 項目 (以下参照)	ICTイン フラ整備	ブロードバンドの利用環境の向上等	ブロードバンド利用環境の向上に資する情報提供を行う等、調査、検討等を支援する。			
2	さぬき市	第3条 (2)イ	ICTイン フラ整備	ブロードバンドの利用環境の向上等	地域の実情に即したブロードバンドの利用環境の向上のための技術、手法等を調査、検討する。			
3	東かがわ市	第3条 (2)イ	ICTイン フラ整備	ブロードバンドの利用環境の向上等	地域の実情に即したブロードバンドの利用環境の向上のための技術、手法等を調査、検討する。			
4	土庄町	第3条 (2)イ	ICTイン フラ整備	ブロードバンドの利用環境の向上等	地域の実情に即したブロードバンドの利用環境の向上のための技術、手法等を調査、検討する。			
5	小豆島町	第3条 (2)イ	ICTイン フラ整備	ブロードバンドの利用環境の向上等	地域の実情に即したブロードバンドの利用環境の向上のための技術、手法等を調査、検討する。			
6	三木町	第3条 (2)イ	ICTイン フラ整備	ブロードバンドの利用環境の向上等	地域の実情に即したブロードバンドの利用環境の向上のための技術、手法等を調査、検討する。			
7	直島町	第3条 (2)イ	ICTイン フラ整備	ブロードバンドの利用環境の向上等	地域の実情に即したブロードバンドの利用環境の向上のための技術、手法等を調査、検討し、ブロードバンド基盤の効果的な整備を推進する。			
8	綾川町	第3条 (2)イ	ICTイン フラ整備	ブロードバンドの利用環境の向上等	地域の実情に即したブロードバンドの利用環境の向上のための技術、手法等を調査、検討し、ブロードバンド基盤の効果的な整備を推進する。			

h 地域の生産者や消費者等との連携による地産地消の促進

1.4 中心市街地における直売所の整備及び活用

No.	市町名	協定項目 各市町ごとの 項目 (以下参照)	政策分野	取組(事業)名	取組(事業)概要		H26事業費	補助金	起債名等	備考
					中心市街地における直売所の整備及び活用	中心市街地における中央商店街等への直売所の整備等を支援する。				
1	高松市	第3条 (2)④	地産地消	中心市街地における直売所の整備及び活用	中心市街地における中央商店街等への直売所の整備等を支援する。	直売所を活用して特産品等の販売を促進する。	5,120	高松市中央商店街 空き店舗活用事業 支援補助金		
2	さぬき市		地産地消	中心市街地における直売所の整備及び活用	直売所を活用して特産品等の販売を促進する。					
3	東かがわ市	第3条 (2)④	地産地消	中心市街地における直売所の整備及び活用	直売所を活用して特産品等の販売を促進する。					
4	土庄町	第3条 (2)④	地産地消	中心市街地における直売所の整備及び活用	直売所を活用して特産品等の販売を促進する。					
5	小豆島町	第3条 (2)④	地産地消	中心市街地における直売所の整備及び活用	直売所を活用して特産品等の販売を促進する。					
6	三木町	第3条 (2)④	地産地消	中心市街地における直売所の整備及び活用	直売所を活用して特産品等の販売を促進する。					
7	直島町	第3条 (2)④	地産地消	中心市街地における直売所の整備及び活用	直売所を活用して特産品等の販売を促進する。					
8	鏡川町	第3条 (2)④	地産地消	中心市街地における直売所の整備及び活用	直売所を活用して特産品等の販売を促進する。					
9	高松市	各市町ごとの 項目 (以下参照)	地産地消	特産品の周知宣伝等	特産品に関する周知宣伝活動を支援する。					
10	さぬき市	第3条 (2)④	地産地消	特産品の周知宣伝等	特産品について、周知宣伝活動を行う。					
11	東かがわ市	第3条 (2)④	地産地消	特産品の周知宣伝等	特産品について、周知宣伝活動を行う。					
12	土庄町	第3条 (2)④	地産地消	特産品の周知宣伝等	特産品について、周知宣伝活動を行う。		220	小豆島オリーブ牛 研究会助成金		
13	小豆島町	第3条 (2)④	地産地消	特産品の周知宣伝等	特産品について、周知宣伝活動を行う。	1,109				
14	三木町	第3条 (2)④	地産地消	特産品の周知宣伝等	特産品について、周知宣伝活動を行う。					
15	直島町	第3条 (2)④	地産地消	特産品の周知宣伝等	特産品について、周知宣伝活動を行う。					
16	鏡川町	第3条 (2)④	地産地消	特産品の周知宣伝等	特産品について、周知宣伝活動を行う。	300				

1 地域内外の住民との交流・移住促進

1.5 自然体験等を通じた住民の交流の促進

No.	市町名	協定項目	政策分野	取組（事業）名	取組（事業）概要	H26事業費	補助金・起債名等	単位：千円 備考
1	高松市	各市町ごとの 項目 (以下参照)	交流・移住 促進	自然体験等を通じた住民の交流の促進	連携市町が実施する自然体験等を盛り込んだイベントについて、住民に周知・啓発を行う。			
2	さぬき市	第3条 (2)①	交流・移住 促進	自然体験等を通じた住民の交流の促進	自然体験等を盛り込んだイベントを開催し、児童、生徒等の参加を促進する。	1,005		
3	東かがわ市	第3条 (2)①	交流・移住 促進	自然体験等を通じた住民の交流の促進	自然体験等を盛り込んだイベントを開催し、児童、生徒等の参加を促進する。			
4	土庄町	第3条 (2)①	交流・移住 促進	自然体験等を通じた住民の交流の促進	自然体験等を盛り込んだイベントを開催し、児童、生徒等の参加を促進する。	250		
5	小豆島町	第3条 (2)①	交流・移住 促進	自然体験等を通じた住民の交流の促進	自然体験等を盛り込んだイベントを開催し、児童、生徒等の参加を促進する。	458		
6	三木町	第3条 (2)①	交流・移住 促進	自然体験等を通じた住民の交流の促進	自然体験等を盛り込んだイベントを開催し、児童、生徒等の参加を促進する。	109		
7	直島町	第3条 (2)①	交流・移住 促進	自然体験等を通じた住民の交流の促進	自然体験等を盛り込んだイベントを開催し、児童、生徒等の参加を促進する。			
8	綾川町	第3条 (2)①	交流・移住 促進	自然体験等を通じた住民の交流の促進	自然体験等を盛り込んだイベントを開催し、児童、生徒等の参加を促進する。			

1.6 文化的資産の活用

No.	市町名	協定項目	政策分野	取組（事業）名	取組（事業）概要	H26事業費	補助金・起債名等	単位：千円 備考
1	高松市	各市町ごとの 項目 (以下参照)	文化芸術	文化的資産の活用	文化的資産の活用を推進する連絡会において、高松市郷土記念館を始めとする四国八十八箇所の文化的資産との連携を図る。			
2	さぬき市	第3条 (2)⑦	文化芸術	文化的資産の活用	四国八十八箇所の活用	7,713		
3	東かがわ市	第3条 (2)⑦	文化芸術	文化的資産の活用	四国八十八箇所の活用			
4	土庄町	第3条 (2)⑦	文化芸術	文化的資産の活用	文化的資産の活用を推進する連絡会において、文化的資産を調査するとともに、高松市の文化的資産との連携を図る。			
5	小豆島町	第3条 (2)⑦	文化芸術	文化的資産の活用	文化的資産の活用を推進する連絡会において、文化的資産を調査するとともに、高松市の文化的資産との連携を図る。	1,609		

1.7 文芸術鑑賞等の機会の提供

No.	市町名	協定項目	政策分野	取組(事業)名	取組(事業)概要	H26事業費	補助金・起債名等	単位:千円 備考
1	高松市	各市町ごとの 項目 (以下参照)	文化芸術	文化芸術鑑賞等の機会の提供	高松市文化芸術ホール（サンポートホール高松）等を活用した文化芸術事業を主催し、児童、生徒等を招待するとともに、園域内の公民館等への出前公演を行う。	5,797		関係市町負担金 643千円含む
2	さぬき市	第3条 (2)⑩⑪	文化芸術	文化芸術鑑賞等の機会の提供	高松市文化芸術ホール（サンポートホール高松）等を活用した文化芸術事業について、児童、生徒等を招待する。	720		
3	東かがわ市	第3条 (2)⑩⑪	文化芸術	文化芸術鑑賞等の機会の提供	高松市文化芸術ホール（サンポートホール高松）等を活用した文化芸術事業について、児童、生徒等を招待する。			
4	土庄町	第3条 (2)⑩⑪	文化芸術	文化芸術鑑賞等の機会の提供	高松市文化芸術ホール（サンポートホール高松）等を活用した文化芸術事業について、児童、生徒等を招待する。	108		
5	小豆島町	第3条 (2)⑩⑪	文化芸術	文化芸術鑑賞等の機会の提供	高松市文化芸術ホール（サンポートホール高松）等を活用した文化芸術事業について、児童、生徒等を招待する。	139		
6	三木町	第3条 (2)⑩⑪	文化芸術	文化芸術鑑賞等の機会の提供	高松市文化芸術ホール（サンポートホール高松）等を活用した文化芸術事業について、児童、生徒等を招待する。	346		
7	直島町	第3条 (2)⑩⑪	文化芸術	文化芸術鑑賞等の機会の提供	高松市文化芸術ホール（サンポートホール高松）等を活用した文化芸術事業について、児童、生徒等を招待する。	6		
8	綾川町	第3条 (2)⑩⑪	文化芸術	文化芸術鑑賞等の機会の提供	高松市文化芸術ホール（サンポートホール高松）等を活用した文化芸術事業について、児童、生徒等を招待する。	62		
1.8 濱戸内国際芸術祭開連事業の実施								
No.	市町名	協定項目	政策分野	取組(事業)名	取組(事業)概要	H26事業費	補助金・起債名等	単位:千円 備考
1	高松市	各市町ごとの 項目 (以下参照)	文化芸術	瀬戸内国際芸術祭開連事業の実施	芸術祭開催期間中においては、芸術祭の趣旨にかなう文化芸術事業を実施する。芸術祭の開催年度以外の年度においては、芸術祭の開催効果を持续するための取組を行う。			
2	土庄町	第3条 (2)⑩⑪	文化芸術	瀬戸内国際芸術祭開連事業の実施	芸術祭開催期間中においては、芸術祭の趣旨にかなう文化芸術事業を実施する。芸術祭の開催年度以外の年度においては、芸術祭の開催効果を持续するための取組を行う。	8,355		
3	小豆島町	第3条 (2)⑩⑪	文化芸術	瀬戸内国際芸術祭開連事業の実施	芸術祭開催期間中においては、芸術祭の趣旨にかなう文化芸術事業を実施する。芸術祭の開催年度以外の年度においては、芸術祭の開催効果を持续するための取組を行う。	69,277		
4	直島町	第3条 (2)⑩⑪	文化芸術	瀬戸内国際芸術祭開連事業の実施	芸術祭開催期間中においては、芸術祭の開催年度においては、芸術祭の開催効果を持续するための取組を行う。	1,000		

K その他

1.9 図書館サービスの提供

No.	市町名	協定項目	政策分野	取組（事業）名	取組（事業）概要	H26事業費	補助金・起債名等	備考
1	高松市	各市町ごとの 項目 (以下参照)	その他	移動図書館の開設	移動図書館による図書の貸出等を実施する。	187		関係市町負担金 18千円内含む。
2	直島町	第3条 (2)か(7)	その他	移動図書館の開設	移動図書館ステーションを設置する等、移動図書館車の利用に関する必要な対応を行う。	187		

2.0 圏域情報の発信及び共有化

No.	市町名	協定項目	政策分野	取組（事業）名	取組（事業）概要	H26事業費	補助金・起債名等	備考
1	高松市	各市町ごとの 項目 (以下参照)	その他	圏域情報の発信及び共有化	圏域内の自治体のホームページ、広報紙、印刷物等を活用することにより、圏域内外への情報発信と情報共有を行う。			
2	さぬき市	第3条 (2)か(7)	その他	圏域情報の発信及び共有化	圏域内の自治体のホームページ、広報紙、印刷物等を活用することにより、圏域内外への情報発信と情報共有を行う。	4,925		
3	東かがわ市	第3条 (2)か(7)	その他	圏域情報の発信及び共有化	圏域内の自治体のホームページ、広報紙、印刷物等を活用することにより、圏域内外への情報発信と情報共有を行う。			
4	土庄町	第3条 (2)か(7)	その他	圏域情報の発信及び共有化	圏域内の自治体のホームページ、広報紙、印刷物等を活用することにより、圏域内外への情報発信と情報共有を行う。	47		
5	小豆島町	第3条 (2)か(7)	その他	圏域情報の発信及び共有化	圏域内の自治体のホームページ、広報紙、印刷物等を活用することにより、圏域内外への情報発信と情報共有を行う。			
6	三木町	第3条 (2)か(4)	その他	圏域情報の発信及び共有化	圏域内の自治体のホームページ、広報紙、印刷物等を活用することにより、圏域内外への情報発信と情報共有を行う。	1,080		
7	直島町	第3条 (2)か(4)	その他	圏域情報の発信及び共有化	圏域内の自治体のホームページ、広報紙、印刷物等を活用することにより、圏域内外への情報発信と情報共有を行う。			
8	綾川町	第3条 (2)か(4)	その他	圏域情報の発信及び共有化	圏域内の自治体のホームページ、広報紙、印刷物等を活用することにより、圏域内外への情報発信と情報共有を行う。			

2.1 高松市屋島陸上競技場の活用

No.	市町名	協定項目 各市町ごとの 項目 (以下参照)	政策分野	取組(事業)名	取組(事業)概要	H26事業費	補助金	起債額等	備考
1	高松市	第3条 (2)か(1)	その他	高松市屋島陸上競技場の活用	競技場を再整備し、管理運営を行うとともに、関係団体等と連携し、競技会及び各種イベントの開催等を行う。	1,445,752			
2	さぬき市	第3条 (2)か(1)	その他	高松市屋島陸上競技場の活用	競技会及び各種イベントの開催等を行うとともに、競技会、各種イベント等への参加を始め、競技場の施設利用を促進する。				
3	東かがわ市	第3条 (2)か(1)	その他	高松市屋島陸上競技場の活用	競技会及び各種イベントの開催等を行うとともに、競技会、各種イベント等への参加を始め、競技場の施設利用を促進する。				
4	土庄町	第3条 (2)か(1)	その他	高松市屋島陸上競技場の活用	競技会及び各種イベントの開催等を行うとともに、競技会、各種イベント等への参加を始め、競技場の施設利用を促進する。				
5	小豆島町	第3条 (2)か(1)	その他	高松市屋島陸上競技場の活用	競技会及び各種イベントの開催等を行うとともに、競技会、各種イベント等への参加を始め、競技場の施設利用を促進する。				
6	三木町	第3条 (2)か(1)	その他	高松市屋島陸上競技場の活用	競技会及び各種イベントの開催等を行うとともに、競技会、各種イベント等への参加を始め、競技場の施設利用を促進する。				
7	直島町	第3条 (2)か(1)	その他	高松市屋島陸上競技場の活用	競技会及び各種イベントの開催等を行うとともに、競技会、各種イベント等への参加を始め、競技場の施設利用を促進する。				
8	綾川町	第3条 (2)か(1)	その他	高松市屋島陸上競技場の活用	競技会及び各種イベントの開催等を行うとともに、競技会、各種イベント等への参加を始め、競技場の施設利用を促進する。				

2.2 環境への配慮

No.	市町名	協定項目 各市町ごとの 項目 (以下参照)	政策分野	取組(事業)名	取組(事業)概要	H26事業費	補助金	起債額等	備考
1	高松市	第3条 (2)か(1)	その他	環境学習の推進	環境ワークショップ等を開催する。	5,701			
2	さぬき市	第3条 (2)か(1)	その他	環境学習の推進	高松市が実施する環境ワークショップ等について周知する。				
3	東かがわ市	第3条 (2)か(1)	その他	環境学習の推進	高松市が実施する環境ワークショップ等について周知する。				
4	土庄町	第3条 (2)か(1)	その他	環境学習の推進	高松市が実施する環境ワークショップ等について周知する。				
5	小豆島町	第3条 (2)か(1)	その他	環境学習の推進	高松市が実施する環境ワークショップ等について周知する。				
6	三木町	第3条 (2)か(1)	その他	環境学習の推進	高松市が実施する環境ワークショップ等について周知する。				
7	直島町	第3条 (2)か(1)	その他	環境学習の推進	高松市が実施する環境ワークショップ等について周知する。				
8	綾川町	第3条 (2)か(1)	その他	環境学習の推進	高松市が実施する環境ワークショップ等について周知する。				

No.	市町名	協定項目	政策分野	取組（事業）名	取組（事業）概要	H26事業費	補助金・起債名	備考
9	高松市	各市町ごとの 項目 (以下参照)	その他	環境負荷の少ない自動車の普及促進	次世代自動車の優れた環境性能などに関する情報をついて、ホームページ等で発信するとともに、周辺町に提供する。	8,230		
10	さぬき市	第3条 (2)カ(イ)	その他	環境負荷の少ない自動車の普及促進	次世代自動車の優れた環境性能などに関する情報を、各種広報媒体を活用して発信する。			
11	東かがわ市	第3条 (2)カ(イ)	その他	環境負荷の少ない自動車の普及促進	次世代自動車の優れた環境性能などに関する情報を、各種広報媒体を活用して発信する。			
12	土庄町	第3条 (2)カ(イ)	その他	環境負荷の少ない自動車の普及促進	次世代自動車の優れた環境性能などに関する情報を、各種広報媒体を活用して発信する。			
13	小豆島町	第3条 (2)カ(イ)	その他	環境負荷の少ない自動車の普及促進	次世代自動車の優れた環境性能などに関する情報を、各種広報媒体を活用して発信する。			
14	三木町	第3条 (2)オ(イ)	その他	環境負荷の少ない自動車の普及促進	次世代自動車の優れた環境性能などに関する情報を、各種広報媒体を活用して発信する。			
5	直島町	第3条 (2)カ(イ)	その他	環境負荷の少ない自動車の普及促進	次世代自動車の優れた環境性能などに関する情報を、各種広報媒体を活用して発信する。			
16	綾川町	第3条 (2)オ(イ)	その他	環境負荷の少ない自動車の普及促進	次世代自動車の優れた環境性能などに関する情報を、各種広報媒体を活用して発信する。			
17	高松市	各町ごとの項目 (以下参照)	その他	使用済小型電子機器等リサイクル事業	使用済小型電子機器等のリサイクルを推進する。	2,149		
18	さぬき市	第3条 (2)カ(イ)	その他	使用済小型電子機器等リサイクル事業	使用済小型電子機器等のリサイクルを推進する。			
19	東かがわ市	第3条 (2)カ(イ)	その他	使用済小型電子機器等リサイクル事業	使用済小型電子機器等のリサイクルを推進する。			
20	土庄町	第3条 (2)カ(イ)	その他	使用済小型電子機器等リサイクル事業	使用済小型電子機器等のリサイクルを推進する。			
21	小豆島町	第3条 (2)カ(イ)	その他	使用済小型電子機器等リサイクル事業	使用済小型電子機器等のリサイクルを推進する。			
22	三木町	第3条 (2)オ(イ)	その他	使用済小型電子機器等リサイクル事業	使用済小型電子機器等のリサイクルを推進する。			
23	直島町	第3条 (2)カ(イ)	その他	使用済小型電子機器等リサイクル事業	使用済小型電子機器等のリサイクルを推進する。	8		
24	綾川町	第3条 (2)オ(イ)	その他	使用済小型電子機器等リサイクル事業	使用済小型電子機器等のリサイクルを推進する。	116		

2.3 地域密着型トップスポーツチームの試合観戦機会等の提供

No.	市町名	協定項目	政策分野	取組（事業）名	取組（事業）概要	H26事業費	補助金・記録名等	単位：千円
1	高松市	各市町ごとの 項目 (以下参照)	その他	地域密着型トップスポーツチームの試合観戦機会等の提供	地域密着型トップスポーツチームの試合観戦機会等の提供を企画・実施し、児童、生徒等を招待する。	2,000	関係市町負担金 700千円含む	備考
2	さぬき市	第3条 (2)か(1)	その他	地域密着型トップスポーツチームの試合観戦機会等の提供	地域密着型トップスポーツチームの試合観戦機会等の提供について、児童、生徒等に周知する。			
3	東かがわ市	第3条 (2)か(1)	その他	地域密着型トップスポーツチームの試合観戦機会等の提供	地域密着型トップスポーツチームの試合観戦機会等の提供について、児童、生徒等に周知する。	447		
4	土庄町	第3条 (2)か(1)	その他	地域密着型トップスポーツチームの試合観戦機会等の提供	地域密着型トップスポーツチームの試合観戦機会等の提供について、児童、生徒等に周知する。			
5	小豆島町	第3条 (2)か(1)	その他	地域密着型トップスポーツチームの試合観戦機会等の提供	地域密着型トップスポーツチームの試合観戦機会等の提供について、児童、生徒等に周知する。			
6	三木町	第3条 (2)か(1)	その他	地域密着型トップスポーツチームの試合観戦機会等の提供	地域密着型トップスポーツチームの試合観戦機会等の提供について、児童、生徒等に周知する。	40		
7	直島町	第3条 (2)か(1)	その他	地域密着型トップスポーツチームの試合観戦機会等の提供	地域密着型トップスポーツチームの試合観戦機会等の提供について、児童、生徒等に周知する。	271		
8	綾川町	第3条 (2)か(1)	その他	地域密着型トップスポーツチームの試合観戦機会等の提供	地域密着型トップスポーツチームの試合観戦機会等の提供について、児童、生徒等に周知する。	375		

(3) 圏域マネジメント能力の強化

1 圏域内市町の職員等の交流

2.4 職員の交流、人材育成等

No.	市町名	協定項目	政策分野	取組（事業）名	取組（事業）概要	H26事業費	補助金・起債名等	備考
1	高松市	各市町ごとの 項目 (以下参照)	職員等の 交流	合同研修等の実施	連携市町の職員に高松市が実施する研修への参加の機会を提供する。	3,149		
2	さぬき市	第3条 (3)7	職員等の 交流	合同研修等の実施	高松市が実施する研修に参加し、活用する。			
3	東かがわ市	第3条 (3)7	職員等の 交流	合同研修等の実施	高松市が実施する研修に参加し、活用する。			
4	土庄町	第3条 (3)7	職員等の 交流	合同研修等の実施	高松市が実施する研修に参加し、活用する。	62		
5	小豆島町	第3条 (3)7	職員等の 交流	合同研修等の実施	高松市が実施する研修に参加し、活用する。	7		
6	三木町	第3条 (3)7	職員等の 交流	合同研修等の実施	高松市が実施する研修に参加し、活用する。			
7	直島町	第3条 (3)7	職員等の 交流	合同研修等の実施	高松市が実施する研修に参加し、活用する。	36		
8	綾川町	第3条 (3)7	職員等の 交流	合同研修等の実施	高松市が実施する研修に参加し、活用する。			

m その他

2.5 大学等との連携

No	市町名	協定項目	政策分野	取組（事業）名	取組（事業）概要	H26事業費	補助金・起債名等	備考
1	高松市	各市町ごとの 項目 (以下参照)	その他	取組事項等の研究交流	大学等と連携協力して取組事項について調査研究を行い、取組事項の効果的な実施を図る。	4,056		
2	さぬき市	第3条 (3)イ(7)	その他	取組事項等の研究交流	大学等と連携協力して取組事項について調査研究を行い、取組事項の効果的な実施を図る。			
3	東かがわ市	第3条 (3)イ(7)	その他	取組事項等の研究交流	大学等と連携協力して取組事項について調査研究を行い、取組事項の効果的な実施を図る。			
4	土庄町	第3条 (3)イ(7)	その他	取組事項等の研究交流	大学等と連携協力して取組事項について調査研究を行い、取組事項の効果的な実施を図る。			
5	小豆島町	第3条 (3)イ(7)	その他	取組事項等の研究交流	大学等と連携協力して取組事項について調査研究を行い、取組事項の効果的な実施を図る。			
6	三木町	第3条 (3)イ(7)	その他	取組事項等の研究交流	大学等と連携協力して取組事項について調査研究を行い、取組事項の効果的な実施を図る。			
7	直島町	第3条 (3)イ(7)	その他	取組事項等の研究交流	大学等と連携協力して取組事項について調査研究を行い、取組事項の効果的な実施を図る。			
8	綾川町	第3条 (3)イ(7)	その他	取組事項等の研究交流	大学等と連携協力して取組事項について調査研究を行い、取組事項の効果的な実施を図る。			

2.6 市民活動団体等との協働

単位：千円

No.	市町名	協定項目	政策分野	取組（事業）名	取組（事業）概要	H26事業費	補助金・起債名等	備考
1	高松市	各市町ごとの 項目 (以下参照)	その他	協働企画提案事業	協働企画提案事業を実施することにより、市民活動団体等との協働を推進する。	4,622		
2	さぬき市	第3条 (3)イ(1)	その他	協働企画提案事業	協働企画提案事業について、市民活動団体等に周知するとともに、育成に努める。			
3	東かがわ市	第3条 (3)イ(1)	その他	協働企画提案事業	協働企画提案事業について、市民活動団体等に周知するとともに、育成に努める。			
4	土庄町	第3条 (3)イ(1)	その他	協働企画提案事業	協働企画提案事業について、市民活動団体等に周知するとともに、育成に努める。			
5	小豆島町	第3条 (3)イ(1)	その他	協働企画提案事業	協働企画提案事業について、市民活動団体等に周知するとともに、育成に努める。			
6	三木町	第3条 (3)イ(1)	その他	協働企画提案事業	協働企画提案事業について、市民活動団体等に周知するとともに、育成に努める。			
7	直島町	第3条 (3)イ(1)	その他	協働企画提案事業	協働企画提案事業について、市民活動団体等に周知するとともに、育成に努める。			
8	綾川町	第3条 (3)イ(1)	その他	協働企画提案事業	協働企画提案事業について、市民活動団体等に周知するとともに、育成に努める。			

瀬戸・高松広域定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱

(設置)

第1条 瀬戸・高松広域定住自立圏共生ビジョンの策定又は変更に当たり、広く関係者による検討を行うため、瀬戸・高松広域定住自立圏共生ビジョン懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この要綱において「瀬戸・高松広域定住自立圏共生ビジョン」とは、定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総務省總行応第39号総務事務次官通知）第6に規定する定住自立圏共生ビジョンであって、瀬戸・高松広域定住自立圏形成協定を締結した市町に関するものをいう。

(所掌事務)

第3条 懇談会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 瀬戸・高松広域定住自立圏共生ビジョンの策定又は変更に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、懇談会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 懇談会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 瀬戸・高松広域定住自立圏形成協定の取組事項に関連する分野の関係者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 懇談会に会長及び副会長をそれぞれ1人置く。

- 2 会長は委員の互選により定め、副会長は会長が指名する委員をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、

その職務を代理する。

(会議)

第7条 懇談会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 懇談会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第8条 懇談会の庶務は、市民政策局政策課において行う。

(懇談会の運営の細則)

第9条 この要綱に定めるものほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が懇談会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年1月28日から施行する。

(最初に委嘱される委員の任期の特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第5条第1項本文の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

瀬戸・高松広域定住自立圏共生ビジョン懇談会委員

平成26年4月1日現在

分野	氏名	役職等
学識経験者	板倉 宏昭	香川大学大学院地域マネジメント研究科長
	井原 健雄	香川大学名誉教授
	嘉門 雅史	京都大学名誉教授
	柴田 潤子	香川大学大学院 香川大学・愛媛大学連合法務研究科教授
	佃 昌道	高松大学学長
医療	神内 仁	高松市医師会副会長
福祉	森山 敏子	高松市民生委員児童委員連盟副会長
教育	好井 明子	高松市P.T.A連絡協議会相談役
産業振興	吉田 洋子	高松商工会議所女性会副会長
地域交通	宮本 美枝子	“ぐるっと高松”公共交通を考える会代表
文化	島田 博美	高松市芸術団体協議会会长
移住・交流	三井 文博	特定非営利活動法人アーキペラゴ理事長
公募	熊 紀三夫	
	常川 真由美	
	徳増 育男	

(敬称略・区分内五十音順)

**瀬戸・高松広域定住自立圏共生ビジョン
平成26年度変更版**

編集・発行 高松市市民政策局政策課
〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号
電話(087)839-2135 FAX(087)839-2125
e-mail : seisaku@city.takamatsu.lg.jp
ホームページアドレス
<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp>